令和４年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

主要施策の総括

１　主要施策の目的

「静岡県の新ビジョン富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の実現に向け、全庁一体的な施策の推進に取り組んだ。

また、最初の４年間の基本計画が令和３年度で終了し、令和４年度は「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」の計画初年度として各施策の取組状況を確認したほか、計画策定後に生じた社会経済状況の変化等による課題の把握と今後の方向性を中心に評価を実施した。そのほか、後期アクションプランの目指す姿等を共有するため、当該計画の概要版等を作成するなど、市町・団体等のステークホルダーや県民の方々への周知を実施した。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 防災・減災対策の強化、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）による産業構造の改革、魅力的な生活空間の創出

ア　“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを目指し、「ふじのくにフロンティア推進区域」の早期完了に向けて事業支援を行った。

また、都市的サービスを提供する拠点相互の連携・補完により地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア推進エリア」は、複数市町連携型１件、市町単独型１件の２エリア４市町を認定し、累計で13エリア22市町となった。

さらに、デジタル技術等を活用しながら地域資源の活用と循環を図り、環境と社会経済を両立させることにより、地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」では、複数市町連携型２件の２圏域７市町を認定した。

イ　多彩なライフスタイル情報発信強化

首都圏のクリエイティブ層を主なターゲットとして、本県に人材や企業を呼び込むため、サテライトオフィス・移住・観光等の情報を一体的に発信するポータルサイトの内容の充実、閲覧促進に取り組み、閲覧数は前年度の1.2倍となる約23万件となった。

また、東京で「サテライトオフィス開設セミナー」を開催し、参加32社に対して自治体による充実した支援など、本県でのサテライトオフィス開設のメリットをＰＲしたほか、「サテライトオフィス視察ツアー」を県内で11回開催し、参加16社に対してコワーキングスペース等の視察

や地域企業・市町職員等との交流の機会を提供した。

さらに、首都圏約3,000社の企業に対し本県への進出意向調査を実施し、進出意欲の高い企業に訪問活動等のアプローチを行った。この結果、令和５年３月末までに３社の進出が決定した。

(2) デジタル社会の形成、デジタル技術を活用した業務革新

ア　地域社会のＤＸの推進

デジタル機器に不慣れな方の身近な相談役として活躍する「ふじのくにデジタルサポーター」を育成するなど、デジタル人材の確保・育成、デジタルデバイドの解消に向けた取組を行った。また、最新のデジタル技術を活用した実証事業等を通じてデジタル技術の実装を促進したほか、データの分析・利活用を進めるため、オープンデータを活用した地域課題の解決策の創出等を行うアイデアソン・ハッカソン等を開催した。

イ　行政のデジタル化の推進

県民向けサービスにおいては、利便性向上と業務の効率化を目的とした電子申請システムや施設予約システムの運用、電子契約や電子納付の試行など、スマート自治体の実現に向けた取組を進めたほか、行政の持つデータの利活用を図るため、オープンデータの公開を進めた。

また、市町におけるＤＸ推進を支援するため、情報システムの標準化・共通化への支援や、行政手続のオンライン化に関する情報提供を行った。

ウ　業務へのデジタル技術の利活用の推進

県行政の効率化や働き方改革などを推進するため、ＡＩを利用した音声認識技術やＲＰＡ等の活用により、職員の負担軽減を図るとともに、庁内ネットワークの刷新等により、場所や時間にとらわれない執務環境の整備を行った。

(3) 誰もが理解し合える共生社会の実現

ア　多文化共生社会の形成

県民の多文化共生意識を定着するため、国際交流員及び地域外交専門官が学校や公民館等で、母国の文化や暮らしを紹介する出前講座を開催した。

また、「言葉の壁のない静岡県」の実現のため、自治体職員や企業に対して「やさしい日本語」を普及・活用する研修を実施するとともに、外国人県民が県内どこに住んでいても、生活に必要な最低限の日本語を身に付けられる地域日本語教育の推進体制の構築を進めた。

さらに、外国人県民の生活支援の充実のため、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営し、生活上の相談に多言語で対応するとともに、法律相談会や出張専門家相談会を実施した。

加えて、外国人の子どもの教育環境の整備のため、外国人学校に通う生徒に対して、正規雇用に向けた日本語教育、キャリア教育を実施した。

なお、ウクライナからの避難者に対しては、希望者全員に対して、一人一人の状況に応じた日本語教育を提供するなど、寄り添った支援を行った。

(4) 地域外交の深化と通商の実践

ア　地域外交の推進

令和４年３月に改訂した「静岡県地域外交基本方針」に基づき、本県の友好提携先である中国浙江省、韓国忠清南道やモンゴル国ドルノゴビ県をはじめとする重点国・地域を中心に、教育、文化、経済、スポーツなど様々な分野での地域間交流を推進した。

また、海外駐在員事務所を活用した現地最新情報の収集・提供や、渡航制限の緩和を踏まえたインバウンド需要取り込みのための本県ＰＲ、海外に展開する県内企業支援や、通商推進プロジェクトチームによる県産品の販路開拓等に取り組んだ。

さらに、人手不足の影響を受ける県内企業支援を図るため、理工系分野のインド人材と県内企業のマッチング会を実施したほか、介護人材の確保に向け、モンゴル国やインドネシア西ジャワ州の介護職員等を研修員として受け入れ、県内の介護事業所等での研修を実施するなど、海外からの活力取り込みの推進に取り組んだ。

(5) 現場に立脚した施策の構築・推進

ア　戦略的な情報発信と透明性の向上

県政に対する県民の理解を促進するため、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。県公式ホームページについて、様々な課題の解決や情報発信の強化を図るため、令和５年１月 31 日に全面リニューアルを行った。

イ　県民・民間・市町と連携した行政の推進

知事広聴及び県政さわやかタウンミーティングなどで、県民と直接意見交換を行う機会の充実を図るとともに、メール、電話、県民のこえ意見箱など県民が意見を伝える多様な手段を提供し周知している。また、全庁の広聴体制の強化を図ることを目的とした職員研修を行った。

さらに、県の政策形成に対して、県民から施策等の改善意見をいただき施策等へ反映する“ふじのくに”士民協働施策レビューを開催し、県民の県政参画の一層の促進に努めた。

(6) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

ア　将来にわたって安心な財政運営の堅持

令和４年度当初予算は、県税や交付税等を合わせた一般財源総額が前年度とほぼ同水準に留まる中で、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする喫緊の課題への対応を求められる厳しい状況の下、ポストコロナ時代を見据えた「静岡県の新ビジョン　後期アクションプラン」を初年度から着実に展開するため、総合計画の５つの柱に沿った取組に予算を重点的に配分する編成を行った。

編成に当たっては、事業のビルド・アンド・スクラップ等による歳出のスリム化と、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等による歳入確保に積極的に取り組んだ。

また、国に対しては、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や、臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言した。

令和４年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事案に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

２　主要施策の実施状況及び評価と課題

（１）危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として、関係部長を指揮し、全庁横断的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制を構築した。

また、県内４箇所の地域局において、市町等と連携し、地域における危機管理体制の強化に努めた。

（２）防災対策の推進

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害等を推計した「第４次地震被害想定」を基に、「想定される大規模地震による犠牲者を2022年度までに８割減少させる」という減災目標の達成に向け、189の個別のアクションにより構成される「地震・津波対策アクションプログラム2013」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進した。また、これまでの成果及び課題を踏まえ、令和５年度以降の新たな行動計画として、「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定するとともに、住民の早期避難意識の向上を図るため、「わたしの避難計画」を重点区域（津波浸水想定区域）において、市町と一体となって普及を図った。

県民の防災意識の高揚を図るため、防災出前講座や地震防災センター出張展示の実施、総合防災アプリ「静岡県防災」の普及、遠方で来館が困難な方であってもパソコンやスマートフォンから自分のペースで防災について学ぶことが出来る「デジタル地震防災センター」の開

設など、多様な啓発事業を展開した。また、防災リーダーや次世代の地域防災の担い手等を養成するため、「ふじのくに防災士」や「ふじのくにジュニア防災士」等の人材育成研修を実施した。

加えて、インターネットを活用し、防災に関する県民意識調査や地域防災活動の核となる自主防災組織の実態調査を行った。

さらに、富士山火山防災対策を推進するため、県及び周辺市町などで構成される「富士山火山防災対策協議会」において、令和３年３月に改定した新たな富士山ハザードマップに基づき、噴火リスクに応じた基本的な避難方針をとりまとめ、令和５年３月に「富士山火山避難基本計画」として公表した。

（３）防災訓練の実施

県・市町における災害対策本部運営機能の向上及び防災関係機関との連携強化、地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練、大規模図上訓練及び地域防災訓練を年間訓練の柱とし、台風や土砂災害などの個別の事象を想定した訓練も行うなど、年間を通じて計画的に実践的な訓練を実施した。

（４）消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防車両等への助成を行ったほか、地域防災力の要である消防団の活性化や充実強化に努めた。

静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助や林野火災の消火などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

また、南海トラフ地震等の大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、総務省消防庁と合同で、「緊急消防援助隊全国合同訓練」を行い、関係機関と連携した初動対応や、早期の被害状況の把握、消防・自衛隊・警察等との活動方針の調整など、災害時における対応能力の向上を図った。

さらに、高圧ガスや火薬類など産業における事故のリスクが高い分野の安全を確保するため、高圧ガス等の許認可や立入検査、保安講習等を実施し、産業保安体制の強化に努めた。

（５）浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策の実施状況を確認するととも

に、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の広域避難計画の修正等の支援を行うとともに、原子力防災に関する研修の実施や原子力防災資機材の整備及び原子力防災訓練の実施等により、県及び関係市町の広域避難計画の実効性の向上を図った。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の安全性について検証し、その内容の情報公開を行うとともに、原子力防災センターにおける一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進に努めた。

（６）令和４年台風第15号による被害等への対応

９月下旬の台風第15号による豪雨災害に対し、県災害対策本部を設置し、被害情報の把握、被災者支援、被災地復旧などの対策に取り組んだ。

台風第15号による風水害の教訓などを踏まえ、大きな被害を受けた市町の応急対策を支援する「市町支援機動班」を令和５年１月に新たに設置するとともに、市町に派遣する市町情報収集要員を令和５年４月に増員した。

（７）新型コロナウイルス感染症対応

国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全庁を挙げて必要な対策に取り組んだ。

また、県の医療提供体制を維持するため、「医療ひっ迫警報」や「医療ひっ迫防止対策強化宣言」等を発令し、県民に対し適切な受診などを呼びかけた。

令和２年５月から、本県独自の基準として運用してきた「６段階警戒レベルとレベル毎の行動制限」については、令和３年11月、国から「都道府県ごとに感染の状況や医療のひっ迫の状況等を評価するための新たなレベル分類」が示されたことを受け、本県でも、令和３年12月から、この国のレベル分類に統一して、県民への情報提供を行っていたが、令和４年11月、国から新たに「オミクロン株対応の新レベル分類」が示され、これに基づき、県では、新たな国レベルの判断基準を作成し、12月16日から県民への情報提供を行った。

国評価レベルに基づく警戒レベルとレベル毎の行動制限の公表は、毎週、定期的に実施し、JR主要駅の掲示板や道路上の電光掲示板、県ホームページ、SNSなどを通じて、県民や本県を訪れる県外の方々に対

し、注意喚起を行った。

さらに、県内で開催される大規模イベントに当たっては、「参加人数5,000人超かつ収容率50%超」のイベントについて、主催者は感染防止安全計画を作成し、県に提出することとなったため、関係する部局と連携し、感染防止安全計画により感染防止対策を確認するとともに必要な助言を行った。

加えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮の要請に応じた県内の事業者に対し協力金を交付した。

令和４年度主要施策成果説明書

経営管理部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や県有施設の最適化、歳入確保に積極的に取り組みつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（１）行政経営の推進

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の位置付けを踏まえ、令和４年３月に策定した「静岡県行政経営革新プログラム2025（計画期間：令和４年度～令和７年度）」に基づき、「政策の実効性を高める行政経営」を推進した。

令和４年度は、外部有識者からなる行政経営推進委員会において、行政経営革新プログラムの取組状況、外郭団体の点検評価や業務のペーパーレス化について検討を行ったほか、ひとり１改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や運用の改善など行財政改革に取り組んだ。さらに、内部統制制度を運用し、各所属によるリスクの洗い出し及び対応策の確認並びに自己評価を行うとともに、令和３年度の内部統制評価報告書を作成し、議会に提出した。

また、県庁における働き方改革として、「業務の見直し・効率化」「多様な働き方の実現」「職場環境の改善」「心身の健康増進・不安解消」の４つの柱を掲げ、仕事のやり方を根本的に見直す業務改善や、ペーパーレスの推進、新たな働き方を実現するためのモデルオフィスの整備など、仕事の効率化や職員が能力を最大限に発揮できる職場づくりに取り組んだ。

今後は、「行政経営革新プログラム2025」に掲げた全ての目標の着実な達成を目指すとともに、働き方改革による、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現に向けた取組を進めるほか、テレワークの一層の推進や紙中心の仕事からデータ中心の仕事への転換など、新しい働き方を推進していく。

（２）県有施設の最適化

県有施設の長寿命化と財政負担の軽減に向け、劣化診断に基づく計画的な保全への取組を推進するとともに、建替え時における総量適正化の取組を進めるため、各部局におけるあり方の初期検討や部局をまたぐ調整等の支援や次世代県庁舎のあり方検討を行った。

また、市町と連携しながら、公共施設の整備・運営に、民間の能力とノウハウを幅広く取り入れるための意見交換の場として、ふじのくに官民連携実践塾を開催した。

今後も、施設を通じた持続的な行政サービスを提供していくため、行政需要の把握に努め、ファシリティマネジメントによる県有施設の最適化に取り組んでいく。

（３）歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行政の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の８割を占める個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣、各財務事務所に設置した地区部会による市町ごとの実情、課題に応じた対策の実施等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、従来の対面、現金による金融機関窓口納付、コンビニ納付だけでなく、対面によらない口座振替、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等の電子納付を推進するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画（2018～2022）の売却計画額55億6,500万円に対して、最終年度（令和４年度）の売却実績額は11億7,800万円、累計での売却実績額は65億1,600万円、売却率は117.1パーセントとなった。

今後も、県税収入の確保に向けて適正かつ公平な課税に努め、数値目標を踏まえた進行管理などによる徴収強化や、納税者を取り巻く状況の変化に対応した納税環境整備などを進めるとともに、税外未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保に取り組んでいく。

（４）地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、「ふじのくに権限移譲推進計画（第４期）」に基づき市町の意向を踏まえた権限移譲を進め、移譲後の継続的な支援として、ＰＤＣＡサイクルの推進を図っている。令和４年度は、市町の意見を踏まえた７法令及び県所管課によるセルフチェックの結果を踏まえた96法令について、事務処理マニュアル等の改善を行うなど、市町の事務執行の支援強化を図った。また、逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会からの提言を受け、権限を移譲した事務のうち、県民の生命、財産の安全、保全への影響が大きい事務について、専門職種の配置状況などの執行体制の点検や、法令・マニュアルのとおり処理されているかなどの執行状況の点検を実施した。

行政経営研究会では、課題の高度化・専門化に対応するため、課題検討会に「技術職員の確保に関する課題検討」、「庁内業務の外部委託状況」の２テーマを加えたほか、新規テーマの提案を通年で受け付けるなど、研究会運営の機動性、実効性を確保した。今後も、県と市町間の行政課題の解決に資するよう取り組んでいく。

このほか、地域住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進のため、過疎地域等の条件不利地域について、過疎地域へのイノベーション導入事業をはじめ、静岡県過疎地域持続的発展計画に基づく事業の実施など、関係市町と連携し、振興策の推進を行ったほか、静岡県離島振興計画が計画期間の最終年度を迎えたため、熱海市と連携し、新たな計画策定を行った。併せて、地域コミュニティ活動の活性化のため、市町等の取組に助成した。

また、社会経済情勢の変化に即応した地域課題の解決への取組として、知事と市町長が意見交換を行う地域サミットや、県・市町の規制や制度の検証を行う“ふじのくに”規制改革会議を開催するなど、魅力ある地域づくりを進めるための取組を市町・民間等と連携して実施した。

（５）開かれた県政等の推進

県施策の意思決定や事業実施等を記録する公文書を適正に管理するための取組を進めるとともに、情報提供の推進に関する要綱に基づく政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、審議会等の会議録の公開、事務事業及び予算の執行実績並びに県が出資した法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。

また、歴史的公文書の公開に努めるとともに、新たな県史の編さんに取り組んだ。

今後も、県政への県民の信頼性の向上と県民参画による施策の推進を図るため、公文書の適正な管理と公表すべき行政情報の公表を徹底し、透明性の高い情報公開制度の運用を図る。

令和４年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～東京時代から静岡時代へ～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（１）「命」を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

＜防災・減災対策の強化＞

想定される巨大地震による建築物等の倒壊から県民の生命と財産を守るため、「静岡県耐震改修促進計画」に基づき、プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報紙等により、耐震化の必要性と支援制度を周知するとともに、市町と連携したダイレクトメールの発送と戸別訪問により、高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施したほか、耐震化を後押しするためのテレビコマーシャルを放送するなど、広報に関する取組を強化した。

その結果、令和４年度の耐震診断助成件数は 2,497 件と、前年度から 46.3%の増となり、耐震補強助成件数は 640 件と、平成 29 年度以来５年ぶりに増加した。なお、耐震性が不足する住宅の建替えを促進する建替助成事業の実績は 133 件であった。

「住宅の耐震化率」は 89.3%（平成 30 年）であり、目標の 95%（令和７年度末）に向けて更なる取組を進めるとともに、耐震補強以外の方法として、耐震性がある住宅への住み替えや、防災ベッド又は耐震シェルターの設置を提案するなど、命を守るための様々な取組を進める。

また、耐震診断結果報告義務化対象の大規模建築物や緊急輸送ルート等沿いの建築物の耐震化等を引き続き推進していく。

盛土の崩壊等による災害の防止と生活環境の保全のため、令和４年７月に施行された静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき、盛土等の許可申請に対する審査等を実施するとともに、県民や市町からの通報をワンストップで受ける盛り土 110 番の設置、無許可等不適切な盛土の巡回監視を行うなど監視体制の整備を図った。

また、逢初川源頭部の不安定土砂に関して、土砂撤去の措置命令を発出したが、原因者が命ぜられた義務を履行しないため、行政代執行による土砂の撤去を行った。

今後も不適切盛土の監視体制の強化、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある緊急性の高い盛土の安全性把握調査や応急対策を実施し、不適切盛土の是正を図る。

また、令和５年５月に施行された盛土規制法に基づき、基礎調査を実施するとともに、規制区域の指定の公示を行い、法適用を目指す。

＜安全な生活の確保と交通安全の推進＞

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」、「第５次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。この結果、令和４年における刑法犯認知件数は 14,269 件と、20 年連続で減少した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、「静岡県性暴力被害者支援センターＳＯＲＡ」を運営し、性暴力被害者の心身の健康回復と、被害の潜在化の防止に取り組んだ。

交通事故防止対策については、「第 11 次静岡県交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して交通安全運動等を実施した結果、令和４年における交通事故死者数は 83 人と、前年に比べ６人減少し、交通人身事故件数は 18,678 件と、前年に比べ 704 件減少した。

今後も、本計画の目標である「交通事故死者数 80 人以下、人身事故発生件数 15,000 件以下」の達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に、交通事故防止対策を推進していく。

安全な消費生活を確保するため、「静岡県消費者基本計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口による消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。

あわせて、成年年齢の引下げ、高齢化の更なる進行、デジタル化の急速な進展等に対応するため、消費生活相談窓口の機能強化や、若年層の消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努めていく。

（２）環境と経済が両立した社会の形成

＜脱炭素社会の構築＞

2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「第４次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民運動ふじのくにＣＯＯＬチャレンジ「クルポ」のリニューアルや気候変動対策の普及啓発を行うとともに、中小企業の脱炭素経営の推進のため、省エネ機器導入や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施した。

脱炭素社会の実現に向けて、住宅の省エネ化に関するセミナーの開催や、省エネ性能が高い住宅の新築及び購入に対して補助することにより、ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの住宅の省エネ化の普及に努めた。

引き続き、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく。

＜循環型社会の構築＞

「第４次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で３Ｒを推進するため、海洋プラスチックごみの防止を目指した「６Ｒ県民運動」や食品ロス削減などをはじめとしたごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、ＰＣＢ廃棄物の行政代執行等を実施した。

不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結する関係団体と連携して、不法投棄の撲滅に向けて取り組んだ。

今後も、不法投棄の撲滅に向けて、未然防止や早期発見対策に取り組み、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指して、県民、事業者、団体との連携による県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

＜「命の水」と自然環境の保全＞

リニア中央新幹線整備については、トンネル工事により、大井川の貴重な水資源と世界が認める南アルプスの豊かな自然環境が、失われることにならないよう取り組んだ。

引き続き、大井川の水資源利用と南アルプスの環境保全に関する県民の懸念・不安が払拭されるよう、ＪＲ東海との対話を進めていく。

健全な水循環の確保と継承に向けて、令和４年７月に施行された静岡県水循環保全条例に基づく水源保全地域の指定の検討を進めるとともに、天候や河川の流況に応じた取水制限等の水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の利用への影響を回避した。

今後も、健全な水循環の保全を図るため、関係者間の調整による水資源の確保や、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、富士川の豊かな水環境の保全については、山梨県、国土交通省と連携して、富士川水系の河川の水質や堆積物の化学物質等の調査を実施した。

本県の豊かな生活環境や自然環境等の保全については、大規模開発事業に対し、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を通じて、事業者に環境影響の回避又は低減を求めた。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度による環境保全等に取り組んでいく。

県民と自然とのふれあいを推進するため、自然ふれあい施設の適正な運営と維持管理に取り組んだ。

また、森づくり活動における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめたチラシを配布するなど、安全・安心な「森づくり」「自然とのふれあい」の普及に取り組んだ結果、森づくり活動の参加者数や自然体験プログラム実施回数などが増加した。

より多くの県民に自然とふれあう機会を提供するため、森づくり団体の活動の活性化や、自然体験プログラムの充実に向け、指定管理者に対する事業計画の作成支援、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」の実施に向けた支援に取り組んでいく。

環境と調和した社会の基盤づくりのため、環境学習ポータルサイトの構築など環境学習に関する情報発信等による学習機会の確保や、環境教育・環境学習に取り組む各主体の協働の促進に取り組んだほか、環境保全と経済成長の好循環の実現に向け、県内中小企業等を対象とするセミナーや、優良事例を表彰するビジネスアワードを開催し、県内における環境ビジネスの普及・拡大を図った。

引き続き、環境教育・環境学習の充実、環境ビジネスの振興を促進するため、情報発信や普及啓発事業に取り組んでいく。

（３）誰もが活躍できる社会の実現

＜活躍しやすい環境の整備と働き方改革＞

ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現を基本目標として、令和３年度から開始した、「第３次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静岡県男女共同参画センターあざれあ」を拠点として、県内各地で施策を推進した。

今後も市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

ＮＰＯ等による社会貢献活動の促進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすＮＰＯの基盤強化や、ＮＰＯ等の活動を支援する市民活動センターの機能強化に取り組むとともに、市民活動センターとの情報交換等により把握したＮＰＯの課題やニーズを踏まえ、ＮＰＯと企業とのマッチングを支援する取組等を行った。

今後も、市民活動センターやＮＰＯのニーズを把握し、より効果的な支援を行うことで、社会貢献活動の裾野の更なる拡大を図っていく。

＜誰もが理解し合える共生社会の実現＞

お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を令和５年３月１日から開始した。

また、多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、性の多様性理解に関する啓発研修や図書館巡回展の開催、ホームページによる情報提供等を通じて、県民理解の促進を図るとともに、困難な状況に陥りやすい性的マイノリティや、その家族等を支援する専門相談及び当事者交流会を実施した。

今後も、性的マイノリティ等が抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消していくため、性の多様性に関する一層の県民理解の促進と、困難を抱える人への支援に取り組んでいく。

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や、差別的対応など人権が脅かされる事例が問題となっている中、『静岡県新型コロナウイルスに係る「ＳＴＯＰ！誹謗中傷」アクション』に基づき、庁内関係課と連携して誹謗中傷等の未然防止等に取り組んだ。

住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、令和３年度に策定した「第６次ふじのくにユニバーサルデザイン推

進計画」（令和４年度から令和７年度）に基づき、ユニバーサルデザインの取組を促進するため、全庁で連携を図るとともに、学校・企業等を対象に、配慮が必要な人への対応方法を学ぶ講座を開催した。

引き続き、全庁で取組を進めるとともに、講座の実施や先進的な事例の情報発信等を行い、ユニバーサルデザインの普及に取り組んでいく。

（４）多彩なライフスタイルの提案

＜魅力的な生活空間の創出＞

コロナ禍により人々のライフスタイルが変化する中、新たな働き方や暮らし方など新しい生活様式に対応した住まいづくりが求められている。豊かで広い暮らし空間を実現するため、「豊かな暮らし空間創生事業」、「仕事のある住まい」、「空き家の利活用」の３つの事業に取り組んだ。

「豊かな暮らし空間創生事業」では、豊かで広い生活空間や敷地内の緑化の充実など、一定の条件を満たした住宅地を認定するとともに、安全で美しいいえなみ整備に対して補助した。

「仕事のある住まい」では、子育てしながらの勤務や在宅ワーク、２地域居住など新たなライフスタイルに対応した、静岡らしい自然豊かでゆとりある仕事のある住まい「プラスOの住まい」を普及させるため、テレワークに対応したリフォームに対して補助するとともに、産学官が連携して、統一キャッチフレーズやロゴマークを活用したイベントや研修会の開催、広報ツールの作成等を実施した。

今後は、静岡文化芸術大学と共同で、「プラスOの住まい」の優良事例を収集し、事例パンフレットを作成するとともに、交通広告への掲載などにより普及・啓発に取り組んでいく。

「空き家の利活用」では、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内 13 会場でワンストップ相談会を開催したほか、県外居住者向けにオンライン相談会を２回開催した。また、広くて優良な住宅の利活用を促進させるため、県版空き家バンクを令和４年度に設置するとともに、バンク登録空き家への住み替え支援として建物状況調査や移転費用への補助制度を創設した。

併せて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、「県営住宅再生計画」に基づき、建替え、居住改善等の多様な手法により整備を進めている。令和４年度は、５団地 329 戸（うちＰＦＩは１団地 145 戸）の建替事業に着手した。

特に少子高齢化の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者、障害者を含

む住宅困窮者に公営住宅を適確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、低炭素・循環型社会の実現に向けて、県営住宅の省エネルギー対策等を進めていく。

また、静岡県緑化推進計画に基づき、「花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか」を目指し、（公財）静岡県グリーンバンクが県民の参加を得て行う地域の緑化活動を支援したほか、地域の緑化コーディネーターを養成する講座や、住民参加による園庭・校庭などへの芝生化支援を行った結果、地域の緑化活動団体数や芝生化した園庭・校庭数などが増加した。

今後も、（公財）静岡県グリーンバンクと連携して地域の緑化活動の支援を行うとともに、静岡県芝草研究所による研究調査と普及啓発を進め、園庭・校庭などの芝生化の推進に取り組んでいく。

＜人の流れの呼び込み＞

本県への移住・定住を促進するため、「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」で相談業務を行ったほか、首都圏での移住相談会の開催やホームページ等での情報発信、「移住・就業支援金制度」のＰＲ等に取り組んだ。

このような取組を通じ、令和４年度は、移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数が 2,634 人、移住相談件数が 13,496 件と、いずれも過去最高となった。

今後も、テレワーカーを始めとする“住む場所にとらわれない多様な働き方”の広がりを本県への移住者の増加につなげていくため、ＳＮＳを活用した情報発信や、対面に加えてオンラインを活用した相談対応など、移住希望者のニーズに合わせた取組を強化していく。

（５）“ふじのくに”の魅力の向上と発信

＜美しい景観の創造と自然との共生＞

県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」については、策定から概ね５年が経過し、社会情勢の変化や、国の「生物多様性国家戦略」（令和５年３月改定）を踏まえて、計画の見直しを行うとともに、外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、的確な進捗管理を行った。

自然公園及び自然環境保全地域については、自然公園指導員、自然環境保全管理員、高山植物保護指導員等と協力の上、自然環境と利用状況を把握するとともに、区域・計画の見直しを進めるため、現地確認等の

手続きを行った。
富士山及び浜名湖における環境負荷の軽減に向けては、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」や「はまなこ環境ネットワーク」等の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去等の取組を実施した。
南アルプスの優れた自然環境の保全とその利活用については、県民をはじめとする国民的な理解を得るため、「南アルプス環境保全基金」を活用し、自然環境の保全及び魅力の発信に関する各種取組を実施した。

また、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築に向け、「一般財団法人南アルプスみらい財団」等を設立し、「南アルプスを未来につなぐ会」や「南アルプス学会」の既存組織との連携を図りながら、南アルプスをより良い形で未来に引き継ぐための取組を進めていく。
生息密度が高く自然植生等へ影響が深刻化しているニホンジカについては、令和３年度末に策定した「第二種特定鳥獣管理計画（第５期、令和４～８年度）」に基づき、個体数の調整に取り組み、県全体では13,056頭を捕獲した。引き続き、鳥獣保護の推進や感染症への対応等に取り組むとともに、ニホンジカについては、過去最多となった令和３年度の捕獲頭数を目標に適正な個体数管理を推進していく。

令和４年度主要施策成果説明書

スポーツ・文化観光部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

(1) すべての人々が能力を発揮して活躍できる環境を整備するため、「総合教育会議」等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。

(2) 国内外との活発な交流の中で、本県の魅力を幅広く発信し、世界の人々が憧れる地域づくりを進めるため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用など、交流人口の拡大に向けた施策を展開した。

(3) 障害に対する理解と相互交流の促進のため、障害者スポーツと文化芸術活動の振興を図る施策を展開した。

２　主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 命を守る安全な地域づくり

防疫体制の強化（新しい感染症や再流行の感染症等）

県内の宿泊施設の安全で安心な受入体制を強化するため、「ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度」の運用を継続し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を進めた。令和５年５月に感染症法上の位置づけが「５類感染症」に変更され、国の基本的対処方針及び業種別ガイドライン等も廃止されたため、認証制度を廃止した。廃止後は、各事業者や団体による自主的な感染症防止対策の取組へ移行している。

(2) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

スポーツ活動を通じて、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ応援隊による普及啓発や県障害者スポーツ大会等を実施した。また、障害者スポーツの具体的な推進策を検討するため、「静岡県パラスポーツ推進協議会」を開催し、報告書を取りまとめた。引き続き、障害のある人がスポーツに親しむ機会の提供を支援し、障害者スポーツの裾野拡大に取り組んでいく。

障害のある人の文化芸術活動やその支援者等を支援するため、県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営のほか、企業等が障害のあ

る人の作品を有償で借り受け、その一部を作者に還元するモデル事業「まちじゅうアート」に取り組んだ。また、障害のある人に文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害のある人への理解・関心を高めることを目的に障害者芸術祭を開催したほか、ふじのくに障害者芸術ポータルサイト「Findart(ふぁいんだー)」を開設した。今後も、文化芸術活動の振興を通じて障害のある人の社会参加の促進を図っていく。

(3) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

ア　結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和 53 年度の 60,058 人をピークに、令和４年度には 20,126 人まで減少している。しかしながら、幼児期の教育は、これからの社会を支える人材の育成はもとより、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実は必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性や独自性を活かして実施した教員の資質向上や幼小連携の促進に向けた取組を支援したほか、私立幼稚園における人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対する助成を実施した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

イ　すべての子どもが大切にされる社会づくり

令和４年度の私立高校の生徒数は32,543人で、本県の高校生の36.2%を占めるなど、私立高校は公教育の一端を担っている。高校進学希望者が、経済状況に関わらず、公立、私立の区別なく、自らの希望や能力に応じて、安心して就学できる環境を整えることは重要であることから、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、私立学校における授業料の減免等を支援した。

(4) "才徳兼備"の人づくり

ア　「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

地域ぐるみ、社会総がかりの教育の推進のため、「総合教育会議」を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置している「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催するとともに、実践委員会の施策提案機能の強化を図るために令和２年度に設置した「才徳兼備の人づくり小委員会」を開催し、実践委員会へ「子どもたちのウェルビーイングの実現に向けて―困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策と人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方―（中間報告)」を提出した。

また、令和４年３月に策定した「静岡県教育振興基本計画」(以下「基本計画」という。)の進捗状況について、県教育振興基本計画推進本部を構成する庁内関係部局による自己評価を基に、外部有識者で構成する県教育振興基本計画推進委員会の意見を踏まえ、評価書をとりまとめた。

令和４年度は基本計画の初年度であり、基本計画に掲げた「成果指標」と「活動指標」の推移をもって客観的に達成度を測ることが困難なため、定性的な評価を実施することとし、基本計画に掲げた主な取組のうち、重点的な取組を中心に、令和４年度の取組状況及び令和５年度以降の取組方針を整理した。

今後も、教育委員会等関係部局と連携し、総合教育会議での合意事項等の具現化や基本計画に基づく取組を推進していく。

さらに、県民自らが行う人づくりの実践活動を促進するため、市町等を通じて、人づくり推進員が子育て、人づくりに係る助言等を行う人づくり地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくり推進員のための研修や人づくりの推進に係る広報を行った。

引き続き、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

本県の私立高校は、高校生の約３分の１が在学するなど、公教育において大きな役割を担っていることから、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者､地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教員の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。

また、私立学校におけるいじめ、不登校等の対策強化のため、スクールカウンセラーの配置等の取組に対する助成を実施した結果、令和３年度に引き続き令和４年度においても、スクールカウンセラー配置校比率は、100%で推移している。

今後も、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、特色ある取組を実施している学校を支援していく。

イ　次代を担うグローバル人材の育成

日本人学生の海外留学を推進するため、「ふじのくに海外留学応援フェア」を開催するとともに、新たに「ふじのくに留学応援奨学金」を創設し、産学官連携による支援に取り組んだ。また、外国人留学生の受入れを促進するため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムに、海外部門を統括する「海外展開マネージャー」を配置したほか、本県留学に関する総合窓口となるデジタルプラットフォームを構築し、留学生の獲得と定着の強化を図

った。
今後も、新型コロナウイルス感染症の影響で激減した留学生の獲得に向け、各大学における海外大学との交流拡大や留学生受入環境の整備等、外国人留学生の受入れを促進する取組を進めていく。

子どもたちが自らの能力を更に伸ばすきっかけの場として、県内の中学生を対象に、国内外で活躍する講師による講義やグループディスカッション等を行う「未来を切り拓く Dream 授業」を３泊４日の日程で開催した。
今後も、子どもたちの優れた能力を更に伸ばす取組を進め、日本や世界に貢献できる人材を育成していく。

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与し、県民に支持され続ける大学となることが期待されている。
両大学の自律的・効率的な大学運営を支援するため、公立大学法人の業務実績の評価を行うとともに、それぞれの強みを活かした質の高い教育・研究活動を展開していくため、財政支援を行っている。
今後も、両大学の魅力を高め、地域に貢献できる人材を育成していく。

高等教育機関の教育･研究機能の充実とその成果の地域還元については、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの支援を通じ、大学間及び大学・地域の連携強化に取り組むことで、高等教育機能の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。
今後も、地域で活躍できる人材を育成するため、同コンソーシアムへの支援を通じて大学間及び大学・地域との連携を推進し、教育連携や共同研究等の取組の充実を図っていく。

(5) 誰もが活躍できる社会の実現

活躍しやすい環境の整備と働き方改革

社会人を対象とした学び直し、キャリアアップを図る仕組みを構築するため、産学官による「リカレント教育検討会議」に、作業部会を設置し、社会人の学び直しの機会となるモデルプログラムを構築した。
今後は、構築したモデルプログラムを実施するとともに、これまでの取組やモデルプログラムの実績を検証・分析し、成果や課題を共有することにより、県内大学や産業界への横展開につなげていく。

(6) 富をつくる産業の展開

ア　ＤＸによる産業構造の改革

旅行者への効果的な情報提供や収集した旅行者データ等の利活用を推進するため、観光デジタル情報プラットフォームの機能向上を図った。

イ　地域主導型の経済政策「フジノミクス」の推進

中央日本四県(静岡県、山梨県、長野県、新潟県)を出発地とする本県への教育旅行を行う学校に対して助成を行い、コロナ禍で首都圏から分散する教育旅行の需要を取り込んだ。

ウ　リーディングセクターによる経済の牽引

本県の魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出を促進するため、自然、食、歴史文化などの多彩な観光資源を活用し、テーマ性を持った感動体験ツーリズムを推進した。

県内経済の発展に向けた受入体制の強化を図るため、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）の機能強化や観光人材の育成・資質向上に取り組んだ。

来訪者と地域の満足度を高めるため、マーケティングデータの収集・分析やデジタル技術の導入など、観光産業のＤＸを推進した。

(7) 多彩なライフスタイルの提案

ア　魅力的な生活空間の創出

本県が誇る食と食文化に触れるガストロノミー（食文化）ツーリズムを推進するため、県内各地域の食と食文化、食材の収穫・調達体験などを組み合わせたツアーの提供やトップシェフによるストーリー発信を行った。

イ　新しい働き方の実践

ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、ワーケーションの実施環境を整備した宿泊施設等を有する市町で､受入促進を目的として、ワーケーションに興味を持つ企業と受入地域のマッチングイベントを開催した。イベント終了後も参加企業に対して、ワーケーション実施について継続的な働きかけを行った。

ウ　人の流れの呼び込み

本県ならではの魅力ある観光資源を活かした観光地域づくりを推進するため、歴史・文化ツーリズムでは、大河ドラマの放送を契機とした、プロモーション活動や旅行商品の造成支援などを行った。

(8) 地域の価値を高める交通ネットワークの充実

世界に開かれた玄関口の機能強化

富士山静岡空港の国内線・国際線定期路線の維持・拡大を図るため、航空会社に対する運航支援を実施した。また、航空需要の回復と多様な交流機会の再興に向け、運営権者や富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、団体・個人、ビジネス、教育など、ターゲットに応じた利用促進に取り組むとともに、定期便及びチャーター便を運航する航空会社や旅行会社に対し、旅行商品の周知や販売促進のための支援を行った。さらに、国際線の再開に向け、県幹部等が韓国、台湾を訪問し、航空会社の幹部へ各路線の早期運航再開の働きかけ等を行った。

その結果、令和４年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和や国際線の再開等もあり、前年度の 188,409 人から 86.9%増加し 352,114 人となった。

今後も、既存の定期路線の維持・安定化及び期間運航路線の通期運航、中国・台湾の各路線の早期運航再開に向け、航空会社に対する運航支援とともに、ターゲットに応じた各種プロモーションや、経済団体や教育機関等への働きかけなど利用促進を図っていく。

富士山静岡空港が多様な交流と賑わいの拠点となるよう、運営権者や空港西側県有地に関心を示した民間事業者と意見交換を行った。引き続き、運営権者や民間事業者との意見交換を継続するとともに、賑わい創出事業に取り組むことで、民間事業者の空港西側県有地への進出を促進する。

また、富士山静岡空港の脱炭素化を推進するため、国主催の検討会や空港脱炭素化プラットフォームに参加するとともに、県、運営権者、航空会社等で構成する空港脱炭素化推進協議会を設置し、空港脱炭素化推進計画の策定に向けた準備を開始した。今後は、協議会での議論を踏まえ、空港脱炭素化推進計画を策定し、富士山静岡空港の脱炭素化に向けた取組を進めていく。

(9) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア　スポーツの聖地づくり

ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックを一過性のイベントに終わらせることなく、レガシーとして継承し、国内外から憧れを呼ぶ「スポーツの聖地」を実現するため、「スポーツによる健康づくりの推進」をはじめとし、「スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現」、「地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化」の３本の柱により施策を推進した。

「スポーツによる健康づくりの推進」については、高齢化社会における県民の健康づくりや、地域における交流を促進するため、誰もが参加できるスポーツイベントや高齢者、幼児を対象とした教室などを開催した。引き続き、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備する取組を推進する。

「スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現」については、国内外の大会で活躍できるアスリートを育成し、県民のスポーツやパラスポーツに対する関心喚起や理解促進を図るため、パリ 2024 オリンピック・パラリンピック出場候補選手等への支援や、各競技団体が実施する強化活動に対する助成を行った。引き続き、長期的な視点に立ったアスリートの強化やジュニアアスリートの育成等を競技団体と連携して取り組んでいく。

「地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化」については、大規模国際大会のレガシー施設である日本サイクルスポーツセンター（CSC）で自転車競技のレガシー大会を開催したほか、CSC を拠点とした地域住民の健康づくり事業等の実施や、小笠山総合運動公園エコパでの合宿誘致等の実施など、地域スポーツコミッションによるモデル事業に取り組んだ。

また、県域を対象とした「スポーツコミッション Shizuoka」を立ち上げ、大会、合宿誘致等の推進を図るなど、スポーツを核とした地域づくりに取り組んだ

イ　文化・芸術の振興

県民の創造活動を推進するため、アーツカウンシルしずおかによる地域資源の活用や社会課題への対応を図る住民主体の創造的な活動への支援を実施するとともに、ふじのくに芸術祭 2022 を開催し広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供した。

県立美術館や地球環境史ミュージアムの展示や体験型講座、グランシップにおける公演や、ＳＰＡＣによる舞台芸術の公演など、県民が文化芸術に触れる機会や子ども向けの芸術鑑賞や体験の機会を拡大する取組など文化芸術を振興する仕組みの充実に取り組んだ。

今後も、第５期文化振興基本計画に基づく各種の文化振興施策を推進していく。

本県が、2023年の東アジア文化都市の日本の開催都市に選ばれたことを受け、学術、文化、経済、観光など各分野の代表者を実行委員とする「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会」を設立し、「ようこそ！文化が花開くふじのくに芸術回廊へ！」(Welcome to the "Open Garden Theatre" of Culture and Art!) をコンセプトに、東アジア文化都市事業の準備を進めた。今後は、ＳＰＡＣせかい演劇祭や静岡国際オペラコンクールなど、世界に開かれた本県独自の文化芸術、スポーツ、食、ファッション、芸能、温泉、旅、花・庭、モビリティ、多文化共生など、幅広い分野にわたって日本文化を国内外に発信する事業を、本県全域を舞台に１年を通じて切れ目なく実施していく。

東静岡周辺地区は、東静岡駅南北が一体となり、多様な交流と賑わいを生み出す「文化とスポーツの殿堂」の形成に向けた取組を進めてきた。
静岡市との「県・市連絡調整会議」により、南北公有地の活用に向け、情報共有や調整等を行った。また、静岡県立大学と連携し、学生のサークル活動発表や研究紹介、飲食の販売などの実証実験を実施した。
今後も、静岡市との連携を図りながら、南北公有地の相乗効果を生む利活用について検討するなど、東静岡周辺地区の整備を進めていく。

世界遺産富士山については、日本国政府がユネスコ世界遺産センターへ提出した保全状況報告書に記載した事項を着実に実施した。引き続き関係者と連携し、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や環境の保全、富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。
富士登山における安全対策については、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、登山者の検温及び体調チェック、登山道の混雑箇所への安全誘導員の配置など、安全で快適な富士登山のための取組を実施した。今後も富士登山に関する安全対策を徹底する。

富士山の包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点施設である「富士山世界遺産センター」において、巡礼路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、企画展や常設展による情報発信など各事業を実施した。
（令和４年度の来館者数は、12万984人）
引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づく諸活動を展開していく。

韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、第44回世界遺産委員会において求められた、資産の保全状況等に関する最新の保全状況報告書を、日本国政府が令和4年11月30日付けで、ユネスコ世界遺産センターへ提出した。

今後も、関係自治体等と連携し、資産の保存管理や世界遺産委員会の決議事項に適切に対応していく。

文化財の保存・活用については、「静岡県文化財保存活用大綱」で目指す県民総がかりでの文化財の保存と活用を計画的に推進するため、市町の「文化財保存活用地域計画」の作成を支援するとともに、文化財の指定や文化財の修繕費等の助成による文化財の確実な保存、令和4年度に創設した「しずおか遺産」制度等による文化財の効果的な活用の推進、「ふじのくに文化財保存・活用推進団体」の認定・表彰や、官民の文化財関係者を対象とした研修等により、文化財を支える人材の育成に取り組んだ。

また、県民に身近に文化財に触れる機会を提供するため、市町や文化財所有者、保護団体の協力を得ながら、「ふじのくに文化財オータムフェア」や「ふじのくに民俗芸能フェスティバル」を実施した。

さらに、「静岡県埋蔵文化財センター」において、国・県の開発事業に伴う発掘調査を実施するとともに文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、文化財の展示、講演会や体験学習などの学びの場を提供した。

今後も関係市町や文化財所有者等と連携し、文化財の計画的な保存・活用に向けた取組を進めていく。

(10) 世界の人々との交流の拡大

世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

令和4年度の延べ宿泊者数は約1,749万人泊と、前年度比133.6%、平成31年・令和元年度と比較すると89.2%となった。新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、全国旅行支援等により、宿泊者数は回復しつつある。

コロナ禍により大きく落ち込んだ観光産業の早期回復を図るため、感染状況等を踏まえながら、観光促進事業「今こそ　しずおか　元気旅」の対象地域を段階的に拡大し、観光需要の喚起に取り組んだ。

また、旅行者への効果的な情報提供や収集した旅行者データ等の利活用を推進するため、観光アプリTIPSでの県内イベント情報の発信や旅行者の県内周遊を促すデジタルスタンプラリーイベントの実証実験の開催により、アプリの利用拡大を図った。加えて、実証実験で得られたデータをデータサイエンティストが分析のうえ、参加事業者等に還元するワークショップ

を開催するなど、県内全域での観光 DX の取組を推進した。

駿河湾フェリーにおいては、一般社団法人や環駿河湾地域の３市３町等と連携した周遊観光の促進、運賃半額割引などを展開し、利用促進を図った。

ガストロノミーツーリズムについては、県が進める関係事業を実効性の高いものにしていくため、食文化、生産、料理等の各分野の有識者による有識者委員会を開催し、推進方針を決定した。

また、コーディネーターを設置し、ブランド戦略に基づいた情報発信をするためのウェブサイトや動画等を制作したほか、各地域の食と食文化、食材の収穫・調達体験などを組み合わせたモデルツアー等を行った。

歴史・文化資源を活用した広域連携事業については、２年連続で本県ゆかりの大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」、「どうする家康」が放送される機会を捉え、特設サイトや SNS、ガイドブックによる歴史・文化資源の魅力発信や、市町・関係団体等と連携した誘客施策を展開した。

インバウンドについては、水際対策の緩和後、急速に回復しつつあるインバウンド需要を本県に取り込むため、本県を目的地とするパッケージツアーを催行する海外の旅行会社に対する支援や、観光展・イベントへの出展、各市場の特性に応じた情報発信やセールス活動等に取り組んだ。

今後も「静岡県観光基本計画」における「しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出」、「将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受入体制の強化」及び「訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光ＤＸの促進」の３つの基本方針に基づく施策を推進することで、誰もが幸せを感じられる観光地域づくりを進め、「心の豊かさ」と「持続可能な地域社会」を実現していく。

令和４年度主要施策成果説明書

健康福祉部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

健康福祉部では、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療提供体制の確保やワクチン接種の促進をはじめ、医療機関や社会福祉施設等における感染拡大防止のための施設・設備の整備や、感染症の影響により生活に困窮した人への支援などの取組を進めてきた。

また、「県民の『健(すこ)やか』で『康(やす)らぐ』生活を守り、『福祉(しあわせ)』を築く共生社会の実現」を基本理念とし、「静岡県の新ビジョン　後期アクションプラン」に基づく「安全・安心な生活を支える危機管理」、「医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸」、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり」、「結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」の７つの柱による諸施策を推進した。

ア　安全・安心な生活を支える危機管理

地域社会から健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いである。

このため、食の安全性の向上、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の流行や従来の感染症の再流行に備えて、本県の感染症への対応力を強化する。

さらに、昨今増加している自然災害等に対処するため、医療体制の整備や災害後の県民生活の支援体制の確保を進める。

イ　医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要なときに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠である。

このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図る。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、社会健康医学の研究成果の社会実装や科学的知見に基づく健康施策の推進に県民総ぐるみで取り組む。

ウ　いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

急速な少子高齢化や地域における人と人のつながりの希薄化などから、医

療や介護、生活支援に対する需要の増大とともに、地域の生活課題の多様化、複合化が進んでいる。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の生活課題を「我が事」と捉え、一人ひとりが社会に参加し支え合う「地域共生社会」の実現が求められている。

また、福祉施設を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と感染者発生後の支援を進め、業務継続を図る必要がある。

このため、在宅医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを推進し、様々な生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築を進めるとともに、コロナ禍における福祉施設の感染防止対策の徹底と人的・物的な業務継続の支援に取り組む。

エ　障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が望まれている。

このため、障害や障害のある人に対する正しい理解について県民への浸透を図るとともに、多様な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

オ　誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり

誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要である。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から収入が減少し、生活困窮に陥る人が見込まれることから、緊急的な支援の対応が求められる。

このため、経済的に困窮している世帯の生活基盤の崩壊を防ぐ相談体制の充実や自立に向けた支援の強化、新型コロナウイルス感染症の影響に特化した生活福祉資金の緊急支援に取り組むとともに、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれることがないよう、多様な主体の連携による支援の強化や相談体制の充実を図るなど、希望や自立につなぐセーフティネットの整備を進める。

カ　結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり

未来の静岡県をより活力あるものとするためには、若い世代の結婚への憧れや、子どもを持ちたいという希望がかなえられるよう、妊娠・出産、子育てのそれぞれのライフステージに応じた、きめ細かな支援が必要である。

このため、結婚を希望する若者の出会いから、結婚後の新生活までを一体的に支援する。また、妊娠から出産後にわたって母子の健康を確保する取組の充実を図るとともに、「子育ては尊い仕事」を基本理念とする実効性のある子育て支援体制を構築し、安心して出産・子育てができる社会づくりに取り組む。

また、県内の保育施設において、子供の安全・安心がおびやかされる事案

が相次いで発生したことを受け、安心して子どもを預け、子育てできる保育体制の構築に全力で取り組む。

キ　すべての子どもが大切にされる社会づくり

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、ヤングケアラーや子どもの貧困が社会問題化するなど、支援を必要とする子どもが増加している。

このため、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、社会的養育や特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちに向けた支援や、子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進める。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

１　安全・安心な生活を支える危機管理 （静岡県肝炎対策推進計画）　（静岡県感染症予防計画） （しずおか食の安全推進のためのアクションプラン）

（主要な事業の実績）

（１）防疫体制の強化

新型コロナウイルス感染症については、令和４年１月から６月までの第６波において、新規感染者数の大幅な増加により保健所業務がひっ迫したこと、高齢者施設等でクラスターが頻発し、施設内療養者が多く発生したこと、新型コロナウイルス感染症の症状軽快後も引き続き基礎疾患等の治療が必要な高齢者等の受入病院を確保すること、自宅療養者等の急増への対応などが課題となった。

このため、８月に、三島市に「新型コロナ療養者支援センター」を設置し、ＩＣＴを活用した陽性者情報の一元管理と保健所業務の集約化を行い、保健所業務のひっ迫の解消と、感染者への支援サービス向上を図るとともに、高齢者施設等への対策として、施設の従事者に対する定期検査や体調不良時の検査、嘱託医向けの研修会の開催、ワクチンの早期接種などの取組を行った。

受入病院の確保については、新型コロナウイルス感染症治癒後、基礎疾患等の入院が継続して必要な患者に対応する「急性期以降の新型コロナウイルス感染症患者受入病床」を７月 15 日時点で新たに 20 床程度確保した。

自宅療養者等の急増への対応については、健康観察を担う相談員（看護師）の確保と業務効率化による健康観察体制強化、発熱等受診相談センターへの発熱等の患者からの相談急増に対応した応答率の維持が課題となった。このため、県看護協会等の協力により相談員（看護師）を確保するとともに、軽症者が多いことも踏まえ、ショートメッセージ一斉送信システムを活用し効率化するなど、健康観察体制の強化に努めた。また、体調悪化時に往診や外来診療により治療にあたる協力医療機関を確保するとともに、市町との連携により自宅療養に必要な食料支援や健康観察に応答の無い方への安否確認等を実施した。

令和４年７月以降の第７波では、オミクロン株の派生型 BA.5 が感染の主体となり、感染が爆発的に急拡大した。病床使用率も上昇し、医療提供体制のひっ迫の度合いが非常に高まったため、７月 29 日に「医療ひっ迫警報」を発令し、県民に対し感染防止に向けた注意喚起や協力を依頼した。また、オール静岡での新型コロナウイルス感染症患者の受入れを促すために、８月 23 日に県内の新型コロナウイルス感染症患者受入病院以外の病院に対し、自院で発生した新型コロナウイルス感染症患者の入院治療の継続実施と、自院への入院検査等で陽性判明した患者の自院での加療を感染症法に基づき要請するとともに、インセンティブとして新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関拡大促進事業を行った。

加えて、医療機関に外来患者が殺到し、検査能力を超える状況になったことから、

自己検査により陽性となった軽症等の患者が医療機関を受診することなく健康観察等の支援を受けられる「自己検査・療養受付センター」を開設するとともに、市町を通じて有症状者等に自己検査用検査キットの無償配布を行った。

９月 26 日から全国一律で、発生届の対象が高齢者等の重症化リスクの高い方に限定された。本県では、自己検査・療養受付センターと新型コロナ療養者支援センターが、医療機関を受診していない陽性者や発生届の対象とならない陽性者に必要な相談・支援を提供する「健康フォローアップセンター」として対応した。

令和４年 10 月からの第８波では、まず、インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の整備を行い、県民への呼び掛けを行った。医療提供体制の整備については、日曜・祝日等の外来診療体制のひっ迫を回避するため、助成制度を創設した上で、医療関係者、市町等と連携し、外来医療体制の強化に取り組んだ。また、市町へコロナ検査キットを約 50 万回分配布し、自己検査体制を確保した。県民に向けては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのワクチン接種を推進するとともに、自己検査キット、解熱剤の購入の呼び掛けを行った。

加えて、小児医療提供体制のひっ迫を防止するため、インフルエンザの予防接種を行った乳幼児に対する助成制度を創設した。

令和５年の年明けから新規感染者数が爆発的に増加し、１月７日には 9,475 人となった。病床や発熱外来のひっ迫や、救急搬送困難事案の増加など、医療提供体制の危機的状況を打開するため、1 月 13 日に「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発令し、県民への感染拡大防止の呼び掛けを行うとともに、県内の全病院に対し、感染症法に基づく要請を実施した。

ワクチン接種については、60 歳以上の者等への従来株ワクチン４回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種、武田社ワクチン（ノババックス）接種等、接種率の向上に向けて取り組んだ。

具体的には、市町間のワクチン配分調整や取組状況の共有等による市町の接種体制整備の支援、医療機関におけるきめ細かな接種体制構築のためのインセンティブ制度（小児接種体制確保支援事業等）による支援、県による大規模接種会場の設置運営、ＳＮＳを活用した情報発信等を行い、ワクチン接種率の向上に努めた。

令和５年１月 27 日、国において、５月８日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ五類感染症に変更する方針が決定された。

位置付け変更後は、新型コロナウイルス感染症患者を幅広い医療機関で受け入れる体制へと移行することから、医療機関や関係団体、市町と連携し、必要な医療提供体制の確保等に取り組んだ。

（２）安全な生活の確保

ア　食の安全の確保

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2012-2025)」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の

提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して監視指導を実施し、食品表示の適正化を推進した。

また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品衛生法改正により、令和３年６月１日から原則全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、食品製造業者への人材育成支援など、これまで行ってきたHACCPに沿った衛生管理の導入支援に加え、衛生管理の精度向上を図るため、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を行った。

イ　若者への薬物乱用防止対策の推進

静岡県薬物乱用対策推進方針に基づき、関係部局・機関が緊密に連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進した。

小・中・高校生を対象とした薬学講座や大学・専修学校の学生を対象とした薬物乱用防止講習会では、オンラインや動画等を活用しながら２年連続で全ての対象校で開催し、大麻等の薬物の危険性や有害性など、正しい知識の普及に努めた。

また、学生と連携して制作した啓発動画の発信等により、若者への直接的な働き掛けを充実させたほか、地域・職域における薬物乱用防止活動を実施した。

危険ドラッグについては、「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事指定薬物の指定を行うとともに、インターネットの販売サイトから買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

（３）災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

ア　災害時における医療体制の整備

令和４年10月に、南海トラフ巨大地震の発生を想定した、大規模地震時医療活動訓練（政府訓練）が６年ぶりに本県で開催され、県内外からＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、県内から災害拠点病院、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾンなど多くの関係者が参加した。訓練では、ＤＭＡＴ等の派遣チームと、県、政令市、保健所との連携や、本県独自の体制である、方面本部における派遣チームの活動内容の確認などを行い、災害時における医療救護体制のより一層の充実強化を図った。

イ　避難行動に配慮が必要な方への支援

災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町に努力義務化された。また、市町の限られた体制の中で極力早期に個別避難計画を策定するため、市町が優先度が高いと判断した避難行動要支援者については、概ね５年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされた。引き続き、法改正対応の促進のため、市町の福祉担当部局・危機管理担当部局を集めて行う意見交換会において、法改正の考え方や促進する上での問題等についての情報共有を行った。

個別避難計画の実効性向上のため、要配慮者の状況をよく知る福祉専門職と、地

域の防災を担う自主防災組織・自治会等の地域コミュニティとが連携して避難計画をまとめる「災害時ケアプラン」の策定については、富士市においてモデル的に計画策定やその検証、横展開のための報告会を実施した。

例年、各市町における防災訓練に参加し、実施内容や課題等を共有するなどして市町の訓練実施の取組の促進を図っていたが、コロナ禍により令和４年度も前年に引き続き市町の訓練が軒並み中止となった。県庁内の訓練も多くは中止されたが、健康福祉部独自の庁内訓練は規模を縮小して医療救護班本部立上訓練を実施し、部内の危機管理機能の強化を図った。

災害対応については、９月 23 日の台風第 15 号に伴う災害では、被災した市町に災害救助法が適用されており、県では内閣府との調整のほか、被災市町が実施する救助事務についての支援等を行った。

（評価、課題及び改善）

（１）防疫体制の強化

防疫体制の強化については、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得た経験等を踏まえた新興感染症・再興感染症対応訓練の実施を目指していく。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を令和５年４月に開設し、10 年後を見据え、本県の感染症への対応力を強化し、「防疫先進県」を目指す。

新型コロナウイルス感染症については、五類感染症に移行しても、感染力の強さなどの特性は変わらず、年に数回の流行を繰り返すことが想定される。このため、新型コロナウイルス感染症の流行や新しい変異株発生の状況を把握し、感染再拡大の傾向が見られる場合には、適時・適切な注意喚起情報の発信を行っていく。

また、新型コロナウイルス感染症患者や後遺症患者を幅広い医療機関で診療できる体制や、すべての病院で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるとともに、入院調整は原則、医療機関間で実施する体制の構築を目指す。

さらに、新しい変異株発生の状況を把握するための検査体制を維持していく。

ワクチン接種については、令和５年度も引き続き無償により実施することとなったが、重症化予防を目的として高齢者等の高リスク者及び初回接種未接種者のみ接種を受ける努力義務があるとされるなど、国の実施方針の見直しが行われたことから、これを踏まえた市町の接種体制構築支援、接種率向上に向けた取組を推進する。

（２）安全な生活の確保

食の安全の確保について、令和４年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は、73.1％となり、平成 30 年度からの分野別計画期間中において、70％台で推移しており、目標達成まであとわずかとなっている。

一方、県政世論調査の結果から、食の安全に対して判断していない県民の割合が、２割程度存在することから、引き続き、様々な方法や機会を通じて、県民にとって分かりやすく正しい知識の理解普及に努めていく。

令和４年度の「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は、4.4 人と毎年度 10 人以下を達成した。目標達成の主な要因は、大規模な食中毒の発生がなかったことであるが、新型コロナウイルス感染防止対策による衛生意識の向上や、飲食店の営業時間短縮なども影響したものと考えられる。引き続き、１件当たりの患者数が多いノロウイルス食中毒防止対策及び大量調理施設の食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標値の監視率 100％を達成した。

食品衛生法改正により、令和３年６月１日から原則全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が制度化されたため、今後も新規食品等事業者への HACCP に沿った衛生管理の導入支援や、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を実施していく。

若者への薬物乱用防止対策の推進については、２年連続で、対象となる全ての小・中・高等学校及び大学・専修学校で薬物乱用防止に関する講習会を開催した。

一方、令和４年の大麻事犯の県内検挙者数は、初めて覚醒剤事犯検挙者数を上回り、また、10 代・20 代の青少年の割合が高く、全体の 67.1％であった。

そのため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の全校開催を継続する等、若年層に対する教育・啓発を繰り返し行っていくとともに、県条例に基づく知事指定薬物の指定、インターネット上の販売サイトから買上検査を行うなど、違法薬物の根絶に向けて取り組んでいく。

（３）災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

災害時の医療体制の整備については、「防ぎえる災害死」を一人でも多く減らすため、大型台風や大規模停電など、地震以外の災害の発生状況等を踏まえ、より実践的な訓練を積み重ねることにより、いつ、どのような災害が発生しても迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動に配慮が必要な方への支援については、災害対策基本法等の改正により、市町に対し、個別避難計画の策定が努力義務化されたほか、計画策定対象者の優先順位の設定が求められていることから、市町意見交換会の機会を通じて計画策定の好事例や国からの情報を提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行い、計画の作成を支援していく。

一方で「避難行動要支援者」の方々を安全に避難させるためには、避難行動要支援者一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画を策定することで、その実効性を高めていく必要がある。令和３年度に、富士市をモデル市として試験的に「災害時ケアプラン」の作成を始め、令和４年度も引き続き富士市において対象事例を増やして実施し、それを横展開することで、災害時ケアプランの県内への普及に取り組んだ。令和５年度はモデル事業の実績を踏まえ、取組が進んでいない市町を対象に伴走支援を行い、災害時ケアプランの普及を推進する。

また、福祉避難所については、避難行動要支援者の避難施設として更なる確保が必要であるため、意見交換会において市町に対し、設置促進のほか、福祉避難所の

開設や避難行動要支援者の受入れに関する訓練の実施を働きかけていく。

部内の危機管理体制については、全庁的な図上訓練や部独自の図上訓練を実施してきた。今後も実災害を想定した訓練を続けていくことで発災への備えを行う。

被災者への支援については、昨今の自然災害の増加・激甚化により、災害救助法の適用が増えていく可能性が高いことから、適用された市町に対する支援を迅速に進められるよう、説明会等を通して法制度の理解の促進を図っていく。また、被災県民の生活再建に寄与するため、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民を県独自制度で支援している。今後も、適切かつ迅速な支援金の交付により、その生活再建の支援を継続していく。

２　医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸	
（静岡県保健医療計画）	（静岡県医療費適正化計画）
（静岡県がん対策推進計画）	（静岡県循環器病対策推進計画）
（静岡県感染症予防計画）	（ふじのくに健康増進計画）
（ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン）	（ふじのくに食育推進計画）
（静岡県歯科保健計画）	（静岡県肝炎対策推進計画）

（主要な事業の実績）

（１）医療を支える人材の確保・育成

ア　医師の確保・偏在解消

平成 22 年度に設置した「ふじのくに地域医療支援センター」や平成 26 年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」により、全国で最大規模の医学修学研修資金を貸与しているほか、県内外 10 大学に 68 枠の地域枠（令和５年度入試。県外大学 53 枠は全国最多）を設定するなど、医師の確保に取り組んでいる。

医学修学研修資金制度については、令和４年度末までの利用者の累計が 1,500 人を超え、このうち、県内での勤務者が前年から 44 人増の 671 人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者に対して、県内勤務の意識醸成を図る目的で県内医療関係者との意見交換会を開催するほか、ふじのくにバーチャルメディカルカレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成や複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の促進などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

さらに、令和２年度には高齢医師等の活躍促進を目的として、県医師会と連携して県内での就業を希望する医師と県内各病院とをつなぐ「静岡県ドクターバンク」事業を開始した。このほか、浜松医科大学や県病院協会、その他関係団体とも連携を図りながら、医師の確保とその定着のための施策を推進している。

なお、令和６年４月から適用される医師の時間外労働の上限規制に対応するため、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画に基づく総合的な取組を実施する病院への支援を行った。

医師の偏在解消については、医学修学研修資金利用医師の医師少数区域への重点的な配置に努めた結果、医師少数区域への配置は令和５年度において 74 人と、増加している。また、医師少数区域等への勤務を促進するため、医師少数区域に勤務する免許取得後３～７年目の医師を対象に研修に関する費用などを助成する医師偏在解消推進事業費助成などの取組も実施している。

イ　看護職員等の確保・資質向上

高齢化や疾病構造の変化に伴う訪問看護、高度専門医療に加え新型コロナウイルス感染症への対応など、医療需要の増大や多様化により看護師不足が継続している中、県看護協会（ナースセンター）等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営支援による養成力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、勤務環境改善計画策定病院への支援による離職防止、ナースセンターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上、看護職員指導者等養成による看護教育の内容の充実と質の向上に重点的に取り組んだ。

さらに、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の収入を引き上げることを目的に、事業者への補助を実施した。

ウ　（仮称）医科大学院大学の設置に関する検討

医師の確保や医療水準の向上に向けた対策として、医師にとって魅力のある教育・研究環境を提供する医科大学院大学の設置を検討していくこととし、令和４年度は準備委員会を５回開催した。

（２）質の高い医療の持続的な提供

ア　地域医療構想の実現

各圏域ごとの地域医療構想調整会議で議論を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療連携推進法人に対する助成や、医療機関を対象とした地域医療構想に関する研修会の開催など、医療機能の分化と連携を推進する取組に対する支援を行った。

イ　救急医療体制の整備

救急医療施設を、初期、第２次及び第３次救急医療施設として体系化し、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、患者のニーズに合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療活動を実施している。

緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため、２機体制で全県をカバーするドクターヘリの運航を支援したほか、高度の診療機能を有し24時間体制で重篤患者を受け入れる救命救急センターの運営費を助成するなど、安定的、継続的な救急医療の提供の確保を図った。

ウ　周産期医療と小児医療体制の整備

総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療機関のネットワークを構築し、正常からハイリスク分娩まで、母体・胎児及び新生児の一貫した医療が体系的に提供できる体制を整備し、安心・安全な妊娠・出産を確保している。また、重症度に応じて初期、第２次及び第３次の小児救急医療体制を整備し、小児に特有の疾患や症状の急激な変化などに対応している。

周産期母子医療センター、小児救命救急センター等の運営や、分娩取扱や医療提供に要する施設・設備整備等を支援した。また、産科診療所等に対し、新型コロナ

ウイルス感染妊婦等の分娩等への対応について協力を要請したほか、こども救急電話相談＃8000の相談時間を24時間に拡充するなど、新型コロナウイルス感染拡大時にも、各地域における周産期医療と小児医療の確保を図った。

エ　在宅医療の提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和７）年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、在宅医療の提供体制を確保するため、地域において訪問診療を実施する診療所や、在宅患者の急変時対応などの後方支援機能を担う有床診療所の施設・設備整備等を支援した。

また、訪問看護出向研修支援事業により、病院と訪問看護ステーションの連携を強化するなど、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

オ　へき地医療体制の確保

へき地医療拠点病院による医療提供体制の確保、地域の中核的な医療機関への搬送体制の整備、自治医科大学卒業医師を中心とした医師確保等を実施している。

へき地医療拠点病院が実施する巡回診療等の運営費の助成や医療設備を整備した医療機関への支援を実施したほか、中山間地域等における、医療従事者及び地域住民双方の負担軽減を図り、地域の医療提供体制を維持するため、オンライン健康医療相談を行うモデル事業を実施した。

カ　総合的ながん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第３次静岡県がん対策推進計画（平成30年３月策定）に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、小児・ＡＹＡ（Adolescent and Young Adult；思春期及び若年成人）世代のがん患者の支援、がん教育の推進等、医療機関・教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

キ　疾病に応じた適切な医療の提供

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、令和３年11月から338疾患に拡大された指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問相談などの支援を実施し、医療従事者を対象とした研修を開催して人材育成を図った。

また、第１次静岡県循環器病対策推進計画（令和４年３月策定）に基づき、かかりつけ医等を対象とした研修会等を開催し、医療関係者の資質向上を図ったほか、心不全手帳を活用した医療連携の推進に取り組んだ。

（３）県立病院による高度専門医療の提供

ア　静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

診断技術においては、臨床検査、画像診断、内視鏡診断、病理診断などの連携による、がん診断部門の構築、治療部門においては、腹腔鏡やロボット手術など低侵襲手術の導入、最新鋭リニアック機器や陽子線による放射線治療、分子標的薬や免疫チェックポイント阻害剤による薬物治療、さらに治療法拡大の臨床試験、がんゲノム医療など、多職種共同により推進している。

現在、特定機能病院、都道府県がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院に指定され、本県がん医療の中枢としての機能を担っている。

イ　静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

県立総合病院では、高精度の放射線治療や手術支援ロボットを活用した低侵襲手術を提供した。県立こころの医療センターでは、昨年度に引き続き県内全域から精神科救急患者を受け入れた。また、県立こども病院では、小児がん拠点病院として小児がんに対する集学的な治療や、移行期医療支援体制の拡充に取り組んだ。

（４）生涯を通じた健康づくり

ア　ライフステージの特性に応じた健康づくり

第３次ふじのくに健康増進計画に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究（特定健診データ分析等）、⑤重症化予防対策を柱とする健康長寿プロジェクトの推進のほか、民間企業との協働により、しずおか健幸惣菜の普及に取り組んだ。

また、静岡県受動喫煙防止条例（平成 31 年４月１日全面施行）に基づいた、飲食店における標識掲示を推進するなど、望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に継続して取り組んだ。

イ　全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営

国民健康保険の制度改革により、平成 30 年度から、県が財政運営の責任主体として静岡県国民健康保険事業特別会計を設置し、市町とともに安定的な財政運営を行っている。

また、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進めた。

さらに、保険者努力支援制度等を活用して、国保ヘルスアップ支援事業の実施など、引き続き市町の保健事業等の支援を実施した。

（５）科学的知見に基づく健康施策の推進

令和３年４月に開学した静岡社会健康医学大学院大学に、新たに令和５年度から博士課程及び修士課程の専門コース（聴覚・言語コース）を設置するための準備を着実に進め、社会健康医学研究を担う人材の育成体制の強化を行うとともに、健康寿命の延伸に向け、社会健康医学研究を大学に委託して実施した。

また、研究成果を元に、野菜マシマシタスクフォースを設置し、実証実験として「野菜マシマシ餃子」のテスト販売を行うなど、県民の野菜の摂取量の増加を目指す取組を行った。

さらに、本県の健康課題である、脳血管疾患、認知症、フレイルや、その背景にある生活習慣病などの原因究明、予防方法の開発、研究成果の社会実装による県民の健康づくりを目指す「静岡多目的コホート研究事業」を賀茂地域で実施するとともに、次期実施地域の選定を行い、令和５年度から袋井市を対象に研究を開始するための調整及び準備を行った。

（評価、課題及び改善）

（１）医療を支える人材の確保・育成

医療を支える人材の確保・育成については、静岡県保健医療計画等に基づき進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会や静岡県医療対策協議会を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議の下、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

医師の確保については、本県の喫緊の課題との認識の下、各種取組を進めており、国の調査によれば、令和２年 12 月末時点で人口 10 万人当たり病院勤務医は 142.2 人であり、全国順位は平成 26 年度の 44 位から 40 位まで上昇しているが、医師不足の状況が続いている。

また、国が令和５年３月に示した医師偏在指標の暫定値においても、本県は依然として全国 39 位の「医師少数県」に位置付けられており、県全体の医師数の増加を図る必要がある。

このため、今後も医学修学研修資金の活用のほか、教育委員会との連携の下、高校生を対象として医学部合格者や若手医師による講演会等を開催し、医師となる動機付けを図るなど、引き続き、医師数の増加に取り組んでいく。

偏在解消については、中東遠医療圏において医師偏在指標の目標値を達成したものの、賀茂及び富士医療圏では達成できないなど、解消には至っていない。今後も、医学修学研修資金被貸与医師の重点配置や国の認定制度、補助金の活用などを通じ、偏在解消に努めていく。また、令和５年４月、医師確保計画の一部を改正し、本県の実情を踏まえて 10 の市区町を医師少数スポットに追加設定したところであり、医師少数区域とあわせて、偏在解消に取り組んでいく。

さらに、医師の時間外労働上限規制導入を前に、県内中核病院では医師数が増加する一方で不足感が増大しており、さらに勤務環境改善の支援に取り組んでいく。

看護職員等の確保・資質の向上については、養成力強化、離職防止・定着促進、再就業支援、看護の質の向上の４つの柱に沿った施策を推進しており、国の調査によれば、令和２年 12 月末時点の人口 10 万人当たり看護職員数は、1,065.8 人と平成 30 年 12 月末時点と比べて 37.4 人（3.6%）増加し、全国の増加率（2.3%）を上回った。

また、平成 31 年４月に設置した県立看護専門学校助産師養成課程については、これまでに 34 人が国家試験に合格し、県内で就業した。

一方で、国が令和元年 10 月に公表した令和７年の看護職員需給推計では、看護職員の不足が見込まれていることから、引き続き、養成施設の運営支援による養成力強化、看護職員修学資金の活用による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援、感染症に対応する看護師の養成等による看護の質の向上の４つの柱に沿った施策を推進し、着実な看護師確保、定着につなげていく。

（仮称）医科大学院大学の設置に関する検討については、令和４年度は５回の準備委員会で基本理念や養成する人材像等について議論した。令和５年度は、準備委員会による基本構想のとりまとめ・提言と、それを受けての基本計画の検討を進めていく。

（２）質の高い医療の持続的な提供

地域医療構想の実現については、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、県民の年齢構成や疾病構造が変化し、中長期的に医療需要も大きく変化する見込みのため、今後地域において必要な医療提供体制を確保するよう、将来のデータ分析等に基づき地域医療構想調整会議での議論を進めるとともに、引き続き地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関や団体を支援していく。

救急医療体制の整備については、県内 11 か所の救命救急センターの運営を支援し、安定した救急医療を提供しているほか、全国に先駆けて２機体制の運航を実現しているドクターヘリについて、令和４年度は２機合計の出動回数が年間 1,263 回となるなど、県内の救急医療に大きな効果を発揮している。

周産期医療と小児医療体制の整備については、県内３か所の総合周産期母子医療センター等の運営を支援し、安心・安全な妊娠・出産を確保するほか、県立こども病院が運営する小児救命救急センターの運営費を補助するなど、周産期、小児医療の確保に引き続き取り組んでいく。こども救急電話相談＃8000 については、拡充後の相談件数は、前年同時期の 1.5 倍となるなど、保護者等の不安解消、小児科医の負担軽減に寄与した。

在宅医療の提供体制の整備については、在宅医療に特化する診療所の増加などにより、訪問診療を受けた患者数は年々増加しているが、医師の高齢化等により、訪問診療を実施できない医療機関が多いと考えられる。高齢化の進行に伴い、在宅医療等の必要量は増加することから、更なる参入を促すよう訪問診療を実施する診療所への支援や在宅医療に取り組む医師の拡大に取り組んでいく。

へき地医療体制の確保については、へき地医療拠点病院を県内に８か所指定し、巡回診療や医師派遣により、無医地区等における医療提供体制を確保している。モデル事業として、西伊豆町において、巡回診療等を受けている高齢者 19 人に対してオンライン健康医療相談を実施したところであり、引き続き検証していく。

総合的ながん対策の推進については、平成 30 年３月に策定した第３次静岡県がん対策推進計画に基づき、今後も引き続き、成人の喫煙率の減少、がん検診受診率及び精度管理の向上、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、がん教育の推進、小児・ＡＹＡ世代の生殖機能温存費用支援などに取り組み、がんを患っても安心して生活を続けることができる地域づくりに努める。

疾病に応じた適切な医療の提供のうち、難病対策については、令和３年 11 月１日から対象疾患が５疾患追加され 338 疾患に拡大されたことから、今後も引き続き難病申請ガイドブック等を活用し、難病の医療費助成制度に関する広報に取り組ん

でいく。

また、難病医療協力病院や難病診療分野別拠点病院の新規指定等により、難病医療提供体制の構築を図り、難病患者の早期診断・早期治療や紹介・逆紹介を推進するとともに、多様・希少な疾患に対応できる医療従事者の養成を図っていく。

循環器病対策については、令和４年３月に策定した第１次静岡県循環器病対策推進計画に基づき、「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に、引き続き、循環器病の発症から専門的治療開始までの迅速化や医療機関の連携に向けた取組を進めていく。

（３）県立病院による高度専門医療の提供

静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供については、引き続き、質の高いがん治療の推進を行うとともに、研究分野にも注力し、臨床研究中核病院の指定を目指していく。

また、世界的に影響の大きかったコロナ禍、エネルギー高騰により、経営基盤をより強化にする必要が生じたため、新たな経営強化プランの策定と着実な実践を進め、経営改善に努めていく。

静岡県立病院機構による高度専門医療の提供については、他の医療機関では対応困難な高度専門医療の提供に取り組むことにより、令和４年度の数値目標のうち、「患者満足度」は３病院全てにおいて目標を達成したが、「病床稼働率」は新型コロナウイルス感染症等の影響により、目標を達成したのは県立こども病院のみとなっている。今後も継続して高い患者満足度を維持するとともに、病床が有効に活用され、より多くの入院患者に質の高い医療が提供できるよう、医療提供体制の充実等を支援していく。

（４）生涯を通じた健康づくり

ライフステージの特性に応じた健康づくりでは、健康寿命日本一に向けた取組について、健康長寿プログラム、健康マイレージ事業が全市町で実施され、ふじのくに健康長寿プロジェクトの取組は着実に普及している。

また、禁煙・分煙・喫煙可の標識を掲示する飲食店が 75％を超え、受動喫煙防止対策の効果が見られる。

今後は、人工透析になる原因の一つである糖尿病性腎症を予防するため、歯科と医科の連携体制を強化するなど糖尿病の重症化予防も積極的に行うほか、しずおか健幸惣菜の普及に取り組むため、食塩量やエネルギー等の基準を満たしたメニュー・商品を積極的に提供・販売する企業等のパートナー登録を推進する。

さらに、全国に比べて多い脳血管疾患を防ぐため、脳血管疾患の要因である高血圧対策に取り組んでいく。

全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営については、県が財政運営の責任主体として、市町とともに国民健康保険の運営を担い、保健事業支援や保険料（税）収納率向上対策、診療報酬明細書（レセプト）点検調査等による医療費適正化対策等の助言・指導を行い、令和３年度の国民健康保険の財政収支は、全市町

国保が黒字であった。

引き続き、財政基盤の強化による健全な事業運営を図るため、国保運営方針連携会議の開催など市町等との定期的な協議を行いながら、円滑な制度運営を行っていくとともに、国保改革の目的の深化を図るため、保険料水準の統一に向けた検討を進めていく。

（５）科学的知見に基づく健康施策の推進

科学的知見に基づく健康施策の推進については、静岡社会健康医学大学院大学の研究成果の社会実装や、本県の健康課題の解決に向けてより効果的な取組を進める「ヘルスオープンイノベーション静岡」を活用し、生活習慣病の予防に取り組んでいく。

３　いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり
（静岡県長寿社会保健福祉計画）　（静岡県地域福祉支援計画）
（静岡県保健医療計画）

（主要な事業の実績）

（１）地域包括ケアシステムの推進

ア　一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化

地域包括ケアシステムを基本とした地域共生社会の実現を目指し、その実現に向けた施策の方向性や目標、具体的な取組を掲げた「第９次静岡県長寿社会保健福祉計画」（令和３年度～５年度）に基づき、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」「健康づくりと介護予防・重度化防止の推進」「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」「認知症とともに暮らす地域づくり」「自立と尊厳を守る介護サービスの充実」「地域包括ケアを支える人材の確保・育成」の６つを柱として、市町の介護予防、生活支援等の取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。

また、医療、介護の関係者等で構成する地域包括ケア推進ネットワーク会議の「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」において、現行計画の進捗管理を行った。

保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議、圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図りながら、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

イ　ふじのくに型人生区分における壮年世代の活躍促進

高齢者が、元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康長寿のリーダー養成研修や、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の開催、世代間交流の機会の創出など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、しずおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）と連携して推進した。

ウ　地域で日常生活を支援する仕組みの充実

団塊の世代が 75 歳に到達する 2025（令和７）年を見据え、市町が進める地域包括ケアの推進のため、市町における生活支援や介護予防サービス創出の充実を推進した。

住民による支え合い活動を促進するため、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた相談窓口の設置のほか、壮年熟期の人を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手としての育成を図った。

また、高齢者等の社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、地域の通いの場や運動プログラムなどの情報を発信する静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」等、ＩＣＴを活用した健康づくりを推進した。

エ　自立支援・介護予防の取組促進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関与する地域リハビリテーション推進員、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。

また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に設置した「地域リハビリテーション推進部会」において、医療･介護の連携や市町支援の方策などを検討した。

オ　介護サービスの充実

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホームなどの整備を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染防止では、多床室の個室化や簡易陰圧装置の導入及び生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に 27 件助成したほか、感染が確認された際の消毒や衛生用品の購入、施設内療養に伴うかかり増し経費等に助成し、施設の継続的な運営を実現するための支援を行った。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、研修用動画の作成や施設内の感染症対策リーダーを育成するための研修を実施し、事前の予防対策を講じるとともに、クラスターが発生した場合も福祉サービスが継続できるよう、必要に応じ速やかに応援職員を派遣する等、施設の事業継続支援を行った。

カ　かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局として、医療や介護の関係施設と連携し、患者を支える「地域連携薬局」などを認定する制度が令和３年８月に開始されたことから、県薬剤師会とともに、地域の医療機関とのモデル事業や在宅医療に関する研修等を通じて、特定の機能を有する薬局の増加を図った。

（２）認知症にやさしい地域づくり

ア　認知症の人とその家族への支援

認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、同じ障害や病気、生活上の問題等を抱える人が支え合うピアサポート活動や、認知症サポーターの支援活動（チームオレンジ）を促進したほか、認知症の本人を地域版の希望大使として委嘱し、認知症の本人による普及啓発活動を強化した。

また、認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見・保護するため、関係機関と情報共有等を行う見守り・ＳＯＳネットワークの広域連携体制を整えており、行方不明となるおそれのある人の情報の事前登録については、令和３年４月から全ての市町で実施している。

かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターや認知症高齢者グループホームが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

イ　若年性認知症対策の推進

高齢期の認知症とは異なる課題が発生する若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営した。

（３）介護・福祉人材の確保

ア　介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに求職者の相談や就職支援に当たる専門員を５人配置し、求人求職間のマッチングを推進した。

また、小・中・高校生を対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら開催したほか、社会福祉施設のリモート見学会や、大学への出前説明会を実施し、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

外国人介護人材の確保を促進するため、介護福祉士を目指す外国人留学生の学費等を支援する介護事業所に対して費用の一部を助成した。

また、県内で働く外国人介護職員の職場定着を促進するため、日本で働く上での不安や悩みに対応する巡回相談を実施するとともに、仲間づくりに主眼を置いた研修交流会を開催した。

介護分野への就労促進を図るため、介護事業所で実務を経験しながら研修を受講して人材を育成する事業の実施により 128 人の直接雇用を実現するとともに、介護分野における人材のすそ野を広げるため、アクティブシニアが介護の仕事に興味・関心を持ち、介護事業所等への就労のきっかけとなる講座を開催した。

併せて、都合により離職した介護職経験者に向けた研修やマッチングによる復職支援により 112 人の復職を実現した。

イ　介護現場の労働環境と処遇の改善

介護職員の更なる処遇改善のため、賃金改善を行う介護事業所に対して、収入を３％程度引き上げる費用を助成（令和４年 10 月以降は介護報酬で措置）するとともに、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」に基づき、新たに 56 事業所を認証し、計 427 事業所となった。

また、介護事業所へのＩＣＴ機器等の導入支援として、介護ロボット（見守り機器・入浴支援機器等）やＩＣＴ機器を助成対象とし、県内の延べ 312 事業所が活用するとともに、専門のコンサルタントの支援を受けながら、モデル事業所３箇所において介護現場の業務改善に取り組み、介護業務の効率化による職員の負担軽減と介護現場の生産性の向上を図った。

（評価、課題及び改善）

（１）地域包括ケアシステムの推進

一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化については、地域で支え合う長寿社会

を実現するため、令和３年３月に策定した「第９次静岡県長寿社会保健福祉計画」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。また、「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」を３回開催し、現行計画の進捗管理を行い、88 の指標のうち６割が達成確実又は達成の可能性があること確認した。今後も、計画の理念である「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を図るため、市町や医療・介護・福祉の関係団体等と連携し、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」や「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」などの各種施策を着実に実施するとともに、指標の達成状況を踏まえつつ、市町における地域包括ケアシステムの実現を支援していく。

ふじのくに型人生区分における壮年世代の活躍促進については、高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進において、感染対策を講じて、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会を開催し、参加者は 4,832 人と前年度より増加した。

今後、しずおか健康長寿財団との連携を一層強化し、各競技団体や市町とも協力しながら、新たな種目の導入や、活動への参加機会の拡大等により、競技人口の拡大を図り、高齢者が親しみやすく、高齢者が安心してスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを推進する。

地域で日常生活を支援する仕組みの充実については、「壮年熟期」の人を主な対象とした社会参加の促進事業において、経験や知識を活かし社会を支える担い手を養成する講習・体験会を 10 市町で開催し、642 人が参加した。このうち、８市町ではサービスの立上げに向けた準備が進んでいる。

また、移動サービスに係る事例報告会には 447 人が参加するなど普及が図られ、住民主体の移動支援の実施が 26 市町となった。今後も、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた助言を行うなど、全ての市町で住民主体の移動支援が実施されるよう市町の取組を支援していく。

令和３年 12 月に開設した静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」では、46 種類のご当地体操の動画発信や 526 か所の「通いの場」等を紹介したほか、「通いの場」へＩＣＴアドバイザーを 50 回派遣する等、オンラインによるＩＣＴの活用を支援した。今後も新たな生活様式に対応した健康づくりや社会参加を推進していく。

自立支援・介護予防の取組促進については、地域における効果的なリハビリテーション提供体制の強化を図るため、新たに、地域リハビリテーションの中核として活動する「地域リハビリテーションサポート医」を 26 人、「地域リハビリテーション推進員」を 69 人養成した。

引き続き、サポート医及び推進員の養成を行うとともに、地域リハビリテーション支援センター等を拡大し、予防、発症から退院、在宅での生活まで、切れ目のないリハビリテーション体制の強化を図っていく。

介護サービスの充実については、特別養護老人ホームの整備定員数は、前年度か

ら４人増加し、19,564 人となった。

特別養護老人ホームは依然として入所希望が多いことから、今後も静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、引き続き整備を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

また、福祉施設の感染症対策については、引き続き、施設のゾーニングや面会室の整備等、必要とされる施設・設備整備を積極的に進め、利用者、職員双方が安心できる環境整備に取り組んでいく。

さらに、重症化リスクの高い福祉施設における感染症対策の継続を支援するため、施設内の感染症対策リーダーを育成するための研修を実施するとともに、クラスターが発生し、職員が不足した施設に対し、事前の予防対策を講じつつ応援職員の派遣を行い、業務継続を支援する体制を維持していく。

かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進については、県薬剤師会と協働した地域での医療機関との連携モデル事業の実施、研修会の開催等により、地域連携薬局の認定数が前年度から 39 薬局増加して 98 薬局となった。

引き続き、県薬剤師会と医療機関との連携モデル事業の実施、研修会の開催等により、地域連携薬局の認定取得を支援していく。

また、県民等に対して、かかりつけ薬剤師・薬局の役割等を周知し、理解促進に取り組んでいく。

（２）認知症にやさしい地域づくり

認知症の人とその家族への支援については、認知症サポーター等が認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるチームオレンジの設置が 20 市町となった。

全ての市町におけるチームオレンジの設置に向けて、地域で中心となる人材の養成等により市町の取組を支援する。

全国初となる地域版の認知症本人大使「静岡県希望大使」等を通じて、引き続き本人による普及啓発活動を強化していく。

行方不明となるおそれのある人の事前登録については、全ての市町で体制が構築されたところであるが、事前登録の一層の周知と、市町や警察署をはじめ、関係機関との更なる連携強化に努めていく。

また、地域における連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを令和４年度までに 181 人養成したほか、認知症疾患医療センターと認知症サポート医リーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進した。

引き続き、市町との連携を強化し、認知症疾患医療センターが地域に出向いて行う集合相談の充実を図るとともに、認知症サポート医リーダー連絡会を開催するなど、認知症の早期発見、早期対応の体制の充実を図っていく。

若年性認知症施策の推進については、相談窓口と支援機関との連携を一層強化し、相談体制の充実を図るとともに、就労の継続に向けて、若年性認知症コーディネー

ターによる企業への訪問支援や、企業等に対する理解促進に取り組んでいく。

（３）介護・福祉人材の確保

介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上については、令和元年時点における県内の介護職員数は 54,310 人と年々増加しているが、今後、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７年には、約 63,000 人の介護職員が必要と見込まれることから、引き続き、県民の介護の仕事に対する理解の促進に努めるとともに、就業先として介護の仕事を広く紹介し、現役世代や退職者、外国人介護人材など、多様な人材の新規就労を拡大していく。

特に、外国人介護人材については、新たにモンゴルからの介護人材の受入れを促進するとともに、外国人介護職員のキャリア形成に取り組む介護事業所を支援することにより、職場定着を図っていく。

令和４年度の静岡県社会福祉人材センターを通した福祉分野の就職人数は、求人側の求める資格要件等と求職者側の希望する勤務条件等のミスマッチ等により、668 人に留まった。（就職者数は、平成 29 年度から６年連続して全国第１位）

引き続き、静岡県社会福祉人材センターを通して求められる人材についての調査や研修を組み合わせながら、マッチングの強化を図るとともに、ＷＥＢ等を活用した福祉職セミナーの開催や職場体験事業等により、福祉人材のすそ野の拡大に取り組んでいく。

介護現場の労働環境と処遇の改善については、９割以上の介護事業所で処遇改善加算を取得するなど、介護職員の給与改善が進んでいる。

引き続き、働きがいのある労働環境の整備に向けて、優良介護事業所や働きやすい介護事業所の表彰・認証を通じて介護事業所を積極的にＰＲすることにより、介護の仕事と職場としての介護事業所の魅力を広く県民に周知し、職員の定着を支援していく。

また、介護職場の業務効率化を図るため、介護ロボットやＩＣＴ機器の導入に対する支援を継続するとともに、周辺業務を切り分けることによる業務効率化のモデルの普及を図ることにより、一層の業務効率化と職員の定着支援に取り組んでいく。

4　障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現 （静岡県障害者計画）　（静岡県障害福祉計画） （静岡県障害児福祉計画）　（静岡県アルコール健康障害対策推進計画） （静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画）

（主要な事業の実績）

（１）障害に対する理解と相互交流の促進

ア　ふじのくに障害者しあわせプランの推進

令和４年３月に策定した「第５次静岡県障害者計画」に基づき、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「地域における自立を支える体制づくり」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」の３つの施策を柱として、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向け、各圏域自立支援協議会に圏域スーパーバイザーを設置し、専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行った。

また、令和３年３月に策定した「第６期静岡県障害福祉計画」、「第２期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

イ　障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

平成 29 年４月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。また、障害のある人への「合理的配慮の提供」促進のため、声かけサポーターの養成に取り組んだほか、民間事業者において合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえ、新たにアンケート調査を実施するなど、制度の周知に取り組んだ。

ウ　情報保障の推進

平成 30 年３月に施行した静岡県手話言語条例を踏まえ、ろう者や手話通訳者などとの協議の場として、「静岡県手話言語施策推進協議会」を開催したほか、県民誰もが手話で簡単なあいさつをすることができることを目指す「手話であいさつを」運動や県民向け手話講座への講師派遣等により、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚に障害のある人に手話通訳者が同行できない場合でも手話通訳することができるよう、スマートフォン等の端末を使って意思疎通を行う「遠隔手話通訳システム」の運用を開始した。

（２）地域における自立を支える体制づくり

ア　一人ひとりの特性に応じた就労の促進

障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を支援するため、「障害者働く幸せ創出センター」における企業と事業所の仲介や、ふじのくに福産品（授産製品の愛称）の継続的な購入を県民に呼び掛ける「一人一品運動」の普及のほか、外部専門家の指導・助言による新商品開発支援やブランド認定、農業への参入を促す農福連携への支援などを行った。令和４年度から、県職員向けに実施している福産品のセット商品を購入する「一人一品運動協力隊」を民間企業等にも本格拡大し、23の企業・団体から967口、3,028千円の申込みがあった。

（３）多様な障害に応じたきめ細かな支援

ア　重症心身障害児（者）に対する支援の充実

イ　医療的ケア児（者）に対する支援の充実

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）が地域で安心した生活を送るため、医療的ケア児等支援センターを設置し当事者等からの相談体制を整備するとともに、看護、介護従事者向けの研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し専門人材を養成した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成を行うとともに、短期入所における療育機能を強化するため、普段利用している通所事業所の保育士等の受入をする医療機関を支援した。

ウ　発達障害のある人に対する支援の充実

発達障害のある人の福祉向上を図るため、福祉施設職員や支援者の支援力向上研修や、小児科医等のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施した。

また、県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の２か所体制とし、専門的な支援経験が豊富な民間法人に運営を委託して、より身近な場所で専門的な支援を提供するとともに、発達障害者支援コーディネーターを県内に６人配置し、地域の支援体制の整備を支援した。

エ　精神障害のある人に対する支援の充実

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとの相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組み、新たな疾病であるゲーム障害・ネット依存への対策として、基本的理解を深めるためのワークショップや依存者等を対象とした回復支援プログラムを実施したほか、依存症に関する正しい知識の普及啓発のため県民向けフォーラムを開催した。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、障害のある当事者がその経験を活かしながら他の障害のある人の支援を行うピアサポーターを養成するための研修を実施した。

（評価、課題及び改善）

（１）障害に対する理解と相互交流の促進

ふじのくに障害者しあわせプランの推進については、令和４年度の障害福祉サービスの１か月当たりの利用人数は 34,272 人で、令和３年度の 31,737 人から着実に増加しており「第５次静岡県障害者計画」、「第６期静岡県障害福祉計画」及び「第２期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進については、障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数は、令和５年３月末現在、272 団体であり、前年度より５団体増加した。引き続き、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、ヘルプマークの理解促進や声かけサポーターの養成に取り組んでいくほか、民間事業者への義務化が令和６年４月からスタートすることが決定した「合理的配慮の提供」については、各事業者向けの研修会を開催するなど、より一層の周知啓発に努めていく。

情報保障の推進については、言語である手話の普及促進に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の５類移行後の「新しい生活様式」において、マスクの着用や人と人との接触機会の縮減が求められるなか、障害のある人の情報取得や意思疎通の手段を確保していく。

（２）地域における自立を支える体制づくり

一人ひとりの特性に応じた就労の促進については、令和３年度の就労継続支援Ｂ型事業所の県平均工賃月額は 16,468 円となっており、前年度から 939 円増加したものの、未だ自立できる水準には至っていない。このため、令和５年度から新たに、一定額以上の福産品等を購入した企業等を県が認定する「ふじのくに福産品等ＳＤＧｓパートナー認定制度」を創設し、企業等による継続的・安定的な売上げを確保することにより、工賃向上につなげていく。

（３）多様な障害に応じたきめ細かな支援

重症心身障害児（者）に対する支援の充実については、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。また、重症心身障害児（者）等を対象とした医療型短期入所事業所は令和７年度の目標値である 15 か所に達したが、一部地域では短期入所が可能な施設を確保することが困難な状況があり、また、保護者のレスパイトのニーズも依然として高いため、今後も市町と連携し、短期入所事業所の拡大に取り組んでいく。

医療的ケア児（者）に対する支援の充実については、令和４年７月に開設した「静岡県医療的ケア児等支援センター」において、当事者等からの相談に対応し、必要な医療・福祉・教育の機関へつなぐほか、医療・福祉等の必要なサービスを総合的に調整する人材の養成、関係者への情報提供、関係機関との連携体制の構築など、総合的な支援を行っていく。

発達障害のある人に対する支援の充実については、発達障害者支援センターによる、身近な地域での相談支援の充実を図るとともに、医療・福祉等関係分野の専門

人材の養成などにより地域における支援体制の強化に取り組んでいく。

また、ライフステージを通じた支援体制の確立のため、児童発達支援センターの設置を促進するなど、市町、地域と連携して発達障害のある人に対する重層的な支援体制の構築を図っていく。

精神障害のある人に対する支援の充実については、身近な地域で必要とする精神医療を受けられるよう、引き続き２次保健医療圏域ごとに各精神疾患等の治療拠点となる医療機関を確保するとともに、他機関との連携強化に努めていく。

また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県及び各圏域における自立支援協議会地域移行部会等において保健・医療・福祉関係者が協議するとともに、支援関係者を対象とした研修やピアサポーターの養成により支援体制の充実を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

５　誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり
（静岡県人権施策推進計画）　（静岡県地域福祉支援計画）
（いのち支える"ふじのくに"自殺総合対策行動計画）（静岡県動物愛護管理推進計画）

（主要な事業の実績）

（１）人権尊重と人権文化が定着した地域づくり

ア　様々な人権に関わる施策の推進

地域や職場における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、人権啓発指導者養成講座を会場開催とZoom配信の併用に加え、受講者がそれぞれ都合の良い時間帯に視聴できるよう新たにアーカイブ配信を実施したほか、ヤングケアラーに係る人権上の問題を取り上げた講演会やハラスメントに係る企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の更なる高揚を図った。

また、市町が行う隣保館運営等の地方改善事業に対する指導監督により、人権同和対策の効果的な推進を図るとともに、人権関係団体の活動を支援し、人権啓発事業の効果的な推進を図るため、活動費等に対する助成を行うなど、県民福祉の向上に努めた。

さらに、差別的書き込みなど、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害事案を早期発見し、被害者救済に資するため、人権関係団体への委託事業の中で、県内における人権侵害が疑われる情報について監視する事業を実施した。

イ　あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）」に基づき、人権啓発センターを拠点として、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への出前講座による講師派遣や、啓発図書・ＤＶＤの貸出し等を通して、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだ。

また、人権週間を中心としたラジオのスポットＣＭや県内鉄道駅や学校等における啓発ポスターの掲出、インターネットやＳＮＳを活用した広報などの各種啓発活動により、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷やロシアによるウクライナ侵攻の影響による特定の国籍の人たちへの差別的言動の防止等、人権への配慮について広報するとともに、市町への各種啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

（２）地域における相談支援体制の充実

ア　包括的相談支援体制の充実

令和３年３月に策定した「第４期静岡県地域福祉支援計画」（令和３年度～８年度）に基づき「共生の意識づくり」「共生の地域づくり」「福祉の基盤づくり」の３つの施策を柱とし、長寿・障害・子ども等の分野別計画と連携しながら、地域福祉活動の推進を図った。

また、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、現状、課題等について情報

を共有し、各市町の地域福祉計画に基づく取組を支援した。

少子高齢化や地域における人間関係の希薄化等を背景に、高齢、障害、子ども、生活困窮等の複合的な課題や、ダブルケア、大人のひきこもりといった制度の狭間の課題が増加しているため、市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や、意識醸成を図る地域別研究会の開催を行い、市町の取組を支援した。併せて、アウトリーチ型支援体制の構築を促進するため、モデル市町において福祉関係者による要配慮者の把握を行った。

イ　成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進を図るため、全市町において、権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関が整備されるよう、市町の取組を促す研修や相談窓口の設置、家庭裁判所や専門職等との連携を推進する協議会を開催したほか、成年後見の体制づくりに取り組む市町に対する助成を行った。

ウ　民生委員・児童委員活動の推進

令和４年 12 月１日の民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、新任の委員を対象に、委員活動に関する基礎的知識を習得してもらうための研修会を実施した。また、民生委員・児童委員の負担軽減等を目的に導入した民生委員・児童委員協力員制度の活用促進を図った。

（３）自立に向けた生活の支援

ア　生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した相談に対応するため、県所管の郡部（12 町）の自立相談支援員を 12 人配置するとともに、相談支援員が事務処理に注力できるよう、事務処理補助員を３人、相談支援員兼就労支援員を１人配置した。さらに、支援業務の効率化のためタブレット端末を購入した。

また、自立相談支援員・事務補助員等の増員の要望があった２市に対して助成するなど、相談支援体制の強化を図った。

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関において、相談受付、その後の適切な支援につなぐ自立相談支援事業、複数の課題を抱えた生活困窮者等の相談に応じる「多職種ネットワークづくり」への支援、住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、生活困窮者の自立を支援した。

このほか、ＷＥＢによる相談受付や、支援方法等に悩む支援員を支えるためのヘルプデスクの設置、医療・法律・福祉などの専門職による相談会等を実施した。

また、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行うことに加え、一定の住居を持たない生活困窮者等に、県職員住宅等の活用による、一時的な生活の場を提供する事業などを実施し、生活再建を支援した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対して、

静岡県社会福祉協議会と連携しながら、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を行い、緊急的な生活支援を実施するとともに、生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けが終了した世帯等に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給した。

なお、実施主体である静岡県社会福祉協議会では、令和５年１月からの償還開始に伴い、償還免除、償還猶予の要件に該当する借受者に対して、償還免除及び償還猶予を行った。

イ　ひきこもり状態にある人への支援の充実

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や対応方法等に関する講演会を開催し、普及啓発を図った。

静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部をＮＰＯ法人等に委託し、自宅以外で安心して過ごし人との交流を図る居場所を県内５か所に設置して、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行ったほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもり当事者が増加しているため、中高年向けの居場所を開設した。

また、身近な相談窓口となる市町の相談支援体制の整備を推進するため、専門的見地から助言を行うアドバイザーを派遣し、基本的な知識の習得や対応力の向上を図った。

（４）自殺対策の推進

ゲートキーパーの養成、40歳未満の若年層を対象とした「若者こころの悩み相談窓口」での相談支援やこころのセルフケアワークショップ、検索連動型広告を活用した相談窓口の周知等を実施したほか、自殺対策を実施する市町に対して助成した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰等に伴い不安や悩みを抱える若者が増えるおそれがあったため、年間を通じたＬＩＮＥ相談体制を継続することにより若年層対策の充実を図った。

さらに、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

このほか、本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第３次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を令和５年３月に策定した。

（５）戦没者遺族等に対する援護施策の推進

戦没者及び戦災死者遺族のため、明治維新から太平洋戦争までの間に、国のために命を捧げた者及び戦禍により犠牲となった者に対し、追悼式を開催した。

また、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人、軍属及び準軍属を対象とする年金等の請求書の受付、厚生労働省への進達等の事務を行うとともに、戦没者等・戦傷病者等の妻に対する特別給付金、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求書の審査、裁定等を行った。

（６）豊かな暮らし空間の実現

ア　動物愛護の推進

令和３年３月に策定した「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物の共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図るとともに、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分０（ゼロ）に向けた環境づくりを推進した。

また、動物管理指導センターについては、施設の老朽化及び今後の動物愛護施策の展開において機能面に課題を抱えていることから、有識者やボランティア代表を交えた「人と動物の共生推進のための拠点検討会」を開催し、（仮称）静岡県動物愛護センター基本構想を策定した。

（評価、課題及び改善）

（１）人権尊重と人権文化が定着した地域づくり

様々な人権に関わる施策の推進やあらゆる場における人権教育・人権啓発の推進については、令和４年度の「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じる人の割合は、42.1％となり前年度から 2.6 ポイント上昇した。

その一方で、性的少数者や刑を終えて出所した人をめぐる人権問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う特定の国籍の人たちへの差別的言動など、人権課題の多様化がみられる。

そうしたことから、あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進については、「静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）」に基づき、引き続き、社会情勢の変化に応じて発生する様々な人権問題に対応した人権啓発講座の開催や、メディアやインターネット、ＳＮＳ等による広報の活用などにより、人権尊重の意識の一層の普及高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発・人権教育に取り組んでいく。

（２）地域における相談支援体制の充実

包括的相談支援体制の充実については、「第４期地域福祉支援計画」の推進のため、住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、『地域共生社会の実現に向けた地域づくりと市町における包括的支援体制について』をテーマに県内３地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、各市町の地域福祉活動の現状や課題等について情報の共有化を図った。今後とも、市町における地域福祉計画に基づく取組を支援し、地域福祉の一層の推進に取り組んでいく。

また、市町における体制整備を支援するため、アドバイザーの派遣や、地域別研究会を開催した。さらに、アウトリーチ型支援体制の構築を促進するため、モデル市町において必要な支援が届いていない要配慮者の把握を行った。今後も、全ての市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、人材養成研修や情報提供等を実施し、市町の取組を支援していく。

成年後見制度の利用促進については、令和４年度末の権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備市町数は31市町となっている。未設置の４市町については、家庭裁判所と連携して設置に向けた調整を図るほか、単独での設置が難しい場合には広域での設置を助言するなど、各市町の課題に応じた支援を行っていく。

民生委員・児童委員活動の推進については、民生委員・児童委員協力員制度を活用した担い手確保の好事例の周知を図ることにより、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備していく。

（３）自立に向けた生活の支援

生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進については、県内郡部12町の生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。

自立相談支援事業においては、郡部の相談支援員等を増員したことにより、コロナ禍により増加した相談に対応することができた。住居確保給付金においては、32件の支給決定者数に対して合計579万8,200円の家賃相当額を支給し、安心して求職活動を行うことができるよう支援した。引き続き、ハローワーク等、関係機関との連携を強化して、生活困窮者の自立の促進に努めていく。

また、支援員を支えるための医療・法律・福祉などの専門職による相談会を活用していく。

生活福祉資金の特例貸付の借受者及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給対象者については、令和５年１月から、令和３年度末までに貸付けを受けた世帯の償還が開始されたことから、引き続き償還免除・償還猶予等の必要な支援を行っていく。

さらに、生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けが終了した世帯等を支援するため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」として、令和３年７月１日から令和４年12月末まで申請を受付し、令和５年３月末までに延べ139件、2,882万円の支給を行った。

ひきこもり状態にある人への支援の充実について、ひきこもりは長期化及び高年齢化する傾向にあり、長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き、支援センターの周知や個々の相談者の状況に配慮した支援の充実に努めていく。

また、ひきこもりの相談業務を行っている支援者を対象とした研修会により支援者の専門性の向上を図るとともに、身近な相談窓口である市町に対して、体制や状況に応じた支援を行い、相談支援体制の整備を図る。

（４）自殺対策の推進

自殺対策の推進については、令和４年の自殺者数は前年より66人多い605人であり、有職者や30歳代以上の男性の自殺者が増加しているため、経済団体と連携したゲートキーパー養成やメディアを活用した自殺予防に関する情報発信を強化していく。

また、若年層の自殺者はほぼ横ばいで推移しているため、若年層向けの電話・L

ＩＮＥによる相談窓口の拡充、ＩＣＴを活用した相談窓口の周知や教育委員会との連携等による支援の充実など、引き続き若年層対策を強化していく。自殺者数全体の更なる減少に向け、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

（５）戦没者遺族等に対する援護施策の推進

令和４年度は、コロナウイルス感染拡大防止により規模を縮小したが、春季、秋季及び沖縄において、追悼式を開催し、来賓及び遺族を含め延べ 103 人が参列した。遺族の高齢化を踏まえ、若い世代への式典の継承が課題であるため、県遺族会とも連携し、取り組んでいく。

また、戦後約 80 年が経過し、年金、給付金等の請求者が高齢化しているため、広報活動を徹底するとともに、請求窓口である市町担当課とも連携し、請求の漏れがないように取り組んでいく。

（６）豊かな暮らし空間の実現

動物愛護の推進については、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、令和４年度の犬・猫の殺処分頭数は 102 頭となり、前年度から 78 頭減少した。

今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫への対策として、屋内飼育等の適正飼養の指導や地域猫活動を支援していくほか、昨今課題となっている高齢飼い主の増加や多頭飼育者への対応について、飼育放棄や周辺の生活環境が損なわれる等、問題が深刻化する前に支援できるよう、福祉関係者等との連携を強化していく。

また、今後の静岡県の動物愛護施策の拠点となる新たな（仮称）静岡県動物愛護センターについては、令和４年度に策定した基本構想に基づき、時代に即した動物愛護のシンボルとなるよう整備を進めていく。

６　結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり
（静岡県子ども・子育て支援事業支援計画）（静岡県次世代育成支援対策行動計画）

（主要な事業の実績）

（１）結婚から新生活へのライフプランの支援

少子化の主な要因の一つと考えられる未婚化・晩婚化への対応として、結婚を希望する県民を支援するため、県と全市町が連携して、「ふじのくに出会いサポートセンター」を運営し、最適な出会いの機会を提供した。

（２）社会全体で子育てを支援する体制の充実

ふじのくに少子化突破展開事業により市町独自の少子化対策を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用した「子育てに優しい職場普及促進事業」や「仕事と家庭の両立支援事業」を実施し、仕事と子育ての両立を図る環境整備を推進した。

また、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援キャンペーン」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の向上を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

（３）保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所２施設及び認定こども園５施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により定員を拡大した。

保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、しずおか保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰支援を実施した。

また、保育士等の離職防止と定着促進を図るため、保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる研修を実施した。

さらに、牧之原市内の認定こども園で発生した送迎用バス内での園児置き去り死亡事件を受け、県独自の子どもの車両送迎に係る安全管理指針を策定するとともに、安全装置の導入支援を行った。

（４）子どもや母親の健康の保持・増進

産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各市町が実施する母子保健事業を推進するため市町職員やセンター職員を対象とした研修を実施した。

また、不妊・不育で悩む方への専門的な相談の対応や治療費に対する支援を行ったり、子どもの病気や障害の早期発見・早期治療のための各種相談支援事業を実施するとともに、先天性代謝異常・新生児聴覚スクリーニングの検査などを行った。

さらに、こども医療費助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

（評価、課題及び改善）

（１）結婚から新生活へのライフプランの支援

（２）社会全体で子育てを支援する体制の充実

令和４年１月に開設した「ふじのくに出会いサポートセンター」は、会員を対象にした婚活イベントの開催やマッチングシステムの活用により、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供し、令和４年度の成婚件数は 15 組となり、初年度の目標を達成した。

一方で、本県の合計特殊出生率は、平成 16 年の 1.37 を底として緩やかに上昇傾向にあったが、平成 28 年の 1.55 をピークに減少に転じ、令和４年は 1.33 となり、過去最低となった。

また、令和４年の出生数も前年より 996 人減少し、20,575 人となるなど、依然として少子化が進行している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により婚姻数も減少していることから、今後、一層出生数が減少する懸念もある。

引き続き「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」に基づき、効果的な少子化対策を行う市町を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいくほか、少子化の主要因のひとつである未婚化、晩婚化への対応として、男女の出会いの機会の創出や結婚後の新生活までの支援を進め、婚姻数の増加を図っていく。

（３）保育サービスの充実

保育サービスの充実については、保育所・認定こども園の施設整備等により 397 人分の定員を拡大した結果、保育所等の待機児童数は前年から 18 人減少し５人（令和５年４月１日現在）となった。

待機児童解消に向けて、必要な公的保育サービス受入児童数を確保するためには、保育士の確保と職場定着が課題であり、引き続き、潜在保育士の職場復帰支援や、保育士のキャリアアップ研修を実施するとともに、働く保育士等の不安を払拭していく。

また、令和５年４月から義務化された送迎用車両への安全装置の設置については、導入を促進するとともに、熱中症の危険性が高まる夏期において、車両置き去り防止を注意喚起するなど、車両送迎に関する安全管理の徹底に取り組む。

（４）子どもや母親の健康の保持・増進

子どもや母親の健康の保持・増進については、令和４年度の産婦健康診査受診率は 84.9％となっており、受診率は前年度を下回ったが、引き続き母子手帳交付時等に周知し受診率向上を図っていく。

また、今後も誰もが安全・安心な妊娠・出産・育児ができる環境を整えるため、引き続き令和２年度中に全市町に設置された子育て世代包括支援センターの相談支援を担当する職員の質の向上を図っていくほか、産婦健康診査や乳幼児健康診査等母子保健事業の充実やこども医療費、不妊症・不育症に関する治療費助成など経済的支援を継続し、子どもや母親の健康の保持増進を図っていく。

7　すべての子どもが大切にされる社会づくり （静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画） （静岡県ひとり親家庭自立促進計画）　（静岡県子どもの貧困対策計画）

（主要な事業の実績）

（１）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、県の児童相談所の児童福祉司を９人、児童心理司を４人増員するとともに、県内５児童相談所に併任警察官を各１人、計５人配置し、児童相談所の体制強化を図った。

児童虐待防止については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、人が集まるイベントを中止し、11月の虐待防止推進月間において、児童虐待防止に関する講演会のオンライン配信や県内の公共施設等９か所をオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」、啓発ポスターの掲示や各地域で施設や企業・店舗にリーフレットや児童虐待防止啓発品を配布するなどの広報啓発を行った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

近年、社会問題化しているヤングケアラーへの支援については、ヤングケアラーからの相談に対応する相談窓口の設置、早期にヤングケアラーを発見する人材を育成するための研修の実施、ヤングケアラーを支援するための体制を構築する市町に対して県が配置したコーディネーターの市町への派遣、当事者間の交流を促進するためピアサポート活動への支援を等を実施した。

（２）子どもの貧困対策の充実

すべての子どもが健やかに育ち、学べる環境を整備するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、子ども食堂等の居場所づくりの担い手の育成や支援に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部に居住する子どものいる生活困窮世帯等に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。

また、生活困窮世帯等の小・中学生を対象に、通所型の学習支援教室を実施し、日常の学習を支援するとともに、合宿型の学びの場を提供し、生活習慣の改善や社会的体験不足の解消を図った。合宿型については、開催時期をコロナまん延時期からずらすなどし、社会的に困難な状況下においても必要な支援を継続した。

さらに、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親サポートセンターによる生活相談や就業支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰により、就業や生活の面で深刻な影響を受けている低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給を始めとした経済的支援に取り組んだほか、より相談しやすい体制を整備するため、ＬＩＮＥによる相談窓口の相談日を拡充した。

（評価、課題及び改善）

（１）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向けた取組を着実に進めていることから、令和４年度の虐待による死亡児童数は０人となった。

引き続き、毎年度０人の目標が達成できるように、児童福祉司等の職員増員や、保護者支援等の専門的な研修を実施して児童相談所の体制強化や専門性向上を図っていくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生予防や早期発見の推進を働きかけていく。

ヤングケアラーについては、市町へのヒアリング等から、市町職員のヤングケアラーへの支援経験が少ないことがわかったことから、具体的な支援内容の助言等を行うアドバイザーの市町への派遣を行うとともに、ヤングケアラーの認知度向上に向けて学校等において、出前講座等を実施していく。

（２）子どもの貧困対策の充実

子どもの学習支援については、生活困窮世帯等の小学生、中学生を対象とした学びの場の提供により生活・学習支援を行い、令和４年度では、学習支援事業への参加者は全員高校等に進学したが、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は86.7％となり、前年度から2.7ポイント減少した。

子どもの不就労、不就学の理由を見ると、ひきこもり等の個々の課題を抱える事例が多いことから、個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもの学習支援に取り組む市町の拡大に努め、学習支援や訪問活動を通して、保護者自身も主体的に子どもの将来を考えることができるよう、支援を充実していく。

子どもの居場所づくりの推進については、担い手育成のためのセミナーの開催など子どもの居場所づくりの取組により、子どもの居場所の数は着実に増加してきており、522か所と目標の502か所を上回った。

引き続き、子どもの居場所づくりセミナーの開催や、子どもの居場所応援基金、クラウドファンディング型プロジェクト助成等による支援を通じて、子どもの居場所づくりを推進していく。

ひとり親家庭の自立の促進については、令和４年度のひとり親サポートセンターによる就職率は30.5％であり、前年度を下回った。就職率が低迷している主な要因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用環境の悪化のほか、職業、年齢、賃金、雇用形態、地域など求職者の希望と企業側の希望が一致しないことによる雇用のミスマッチが生じていることが考えられる。

引き続き、ひとり親サポートセンターにおける就職先の開拓や、関係機関と連携したきめ細かな就業支援等により、ひとり親家庭の自立を図っていく。

令和４年度主要施策成果説明書

経済産業部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内経済の早期の再生と強靭な産業構造の構築に向け、静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」後期アクションプランに基づき、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素化への対応、人口減少や少子高齢化を踏まえた労働力の確保・人材育成、産業の育成・強化、農林水産業の競争力強化などに取り組んだほか、原油価格や物価の高騰の影響を受ける事業者に対する支援を実施した。

【施策目標】命を守る安全な地域づくり
デジタル社会の形成
環境と経済が両立した社会の形成
“才徳兼備”の人づくり
誰もが活躍できる社会の実現
富をつくる産業の展開
多彩なライフスタイルの提案
“ふじのくに”の魅力の向上と発信
世界の人々との交流の拡大

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 命を守る安全な地域づくり

ア　防疫対策の強化

豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど、近年、国内で発生している家畜伝染病の農場における発生とまん延防止のため、関係機関と連携した防疫体制の整備や飼養豚へのワクチン接種等を推進した。引き続き防疫対策を継続し、県内農場での発生防止を図る。

イ　防災・減災対策の強化

近年多発する集中豪雨や降雨量の増加等による農地・山地での災害発生及び被害拡大を防止するため、農地防災対策や治山・治水対策等を推進した。農地災害対策については、早急に整備を要する防災重点農業用ため池のうち 216 箇所の地震・豪雨・劣化対策工事に着手した。治山対策については、山地災害危険地区の整備地区数が 4,126 地区と目標を上回った。今後も、危険度の高さなどを基に優先順位を付けて、着実に事業を推進していく。

また、熱海市で発生した土石流による災害を教訓に、「保安林・林地開発制度適正運用検討会議」を設置、開催した。今後も、違法案件の解決に取り組むとともに、無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度の適切な運用を図り、森林の適正な利用を推進していく。

(2)デジタル社会の形成

ア　地域社会のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ＡＩ、ＩｏＴ等を活用した生産性向上や事業成長を推進する高度なスキルを持った企業人材を育成するため、大学等と連携した人材育成講座や小中高校生を対象としたプログラミングコンテストなど、トップレベル人材から次世代人材に至るまで、各階層に応じたＩＣＴ人材の確保・育成を推進した。また、「TECH BEAT Shizuoka」の開催などを通じ、県内企業と首都圏や海外のスタートアップ企業との協業を促進した。

新型コロナウイルス感染症を契機に、中小企業のデジタル化の遅れが顕在化する中、「ふじのくにＩＣＴ人材確保・育成戦略」に基づくＩＣＴ人材の確保・育成の取組をより一層加速化するとともに、令和５年３月に静岡市内に開設したイノベーション拠点「ＳＨＩＰ（Shizuoka Innovation Platform)」を活用し、トップレベルのＩＣＴ人材育成の取組等を強化していく。

ものづくり現場におけるデジタル化技術等に対応できる人材育成については、令和３年４月に開校した県立工科短期大学校等において、成長産業分野やデジタル化に対応した職業訓練を実施した。デジタル化等の進展に対応していくためには、さらなる人材育成が必要であり、関連分野の職業訓練の拡充を図っていく。

(3)環境と経済が両立した社会の形成

ア　脱炭素社会の構築

サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化や資源循環と経済成長を同時に達成する循環経済（サーキュラーエコノミー）への対応を推進するため、省エネや脱炭素化に取り組む中小企業に対する支援体制を構築し、温室効果ガス排出量の削減や、エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギーの導入、技術革新等を促進した。再生可能エネルギーを効率的に導入するためにはメガソーラーなどの大型施設が有効であるが、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいことから、自然環境に過大な負荷を与えることのない工場等への導入を促進するため、太陽光発電装置や蓄電池を設置する中小企業等を支援する。

また、吸収源対策として、森林の多面的機能の維持・増進に向けた間伐等の森林整備を推進した。この結果、森の力再生事業や造林事業などにより森林整備が実施されたが、「森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積」は目標には至らない見込みである。引き続き、間伐等の森林整備を促進するとともに、未利用木材を木質バイオマスとして活用する取組を支援し、この手法を県内全域へ水平展開することにより、二酸化炭素の排出削減を図っていく。

イ　循環型社会の構築

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済モデルから、循環経済（サーキュラーエ

コノミー）への転換を図るため、リサイクル性に優れたＣＮＦ強化樹脂の自動車部材等への応用を目指した産学官金連携の研究会を開催した。研究会では、コストの低減、強度の確保、リサイクルの３つの課題について、ＣＮＦの自動車部品への実装に向けて、必要な取組を報告書にとりまとめた。今後は、報告書を踏まえて、ＣＮＦを活用した自動車部品の試作などに取り組んでいく。

ウ　「命の水」と自然環境の保全

環境と経済が両立する地域の実現を図るため、環境保全型農業の推進、農山漁村が有する地域資源の保全・活用、荒廃森林の再生整備、水産資源の適正管理などに取り組んだ。この結果、令和４年度は、活動指標である「水産資源の維持・増大に向けた漁業者等の自主的取組件数」が 49 件となり、目標を達成した。引き続き、資源の維持・増大に向けた取組への支援を継続していく。

(4)“才徳兼備”の人づくり

ア　次代を担うグローバル人材の育成

農林業経営・生産のプロフェッショナルを養成するため、農林環境専門職大学において、豊かな創造力と高度な実践力を身に付けるための教育を展開した。令和４年度は短期大学部の卒業生 86 人のうち、農林業関連へ就業又は進学等をした卒業生は 77 人であった。今後も、男子寮跡地整備など学習環境や生活環境の充実を図り、魅力ある大学づくりを推進していく。

(5)誰もが活躍できる社会の実現

ア　活躍しやすい環境の整備と働き方改革

多様な人材が生き生きと活躍できる環境整備と働き方改革を推進するため、新規学卒者、若い社会人等への就職支援やＵＩターン就職の促進、テレワークや副業・兼業など多様な働き方の導入支援、女性、高齢者、障害のある人、外国人等の多様な人材の活躍促進などに取り組んだ。

少子高齢化の進行に伴い、我が国の生産年齢人口は今後さらに減少していくと予測されており、本県経済の持続的発展を図っていく上で、産業人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き、多様な人材が活躍できる環境の整備を促進し、産業人材の確保につなげていく。

(6)富をつくる産業の展開

ア　ＤＸによる産業構造の改革

デジタル化の流れが加速する中、これまで培った高度なものづくり技術をベースとしながら、ＤＸによる産業構造への転換を図るため、ＩｏＴ企業人材の育成やＩｏＴ技術の普及・啓発、相談支援により、製造現場等へのＩｏＴの実装や活用を促進したほか、ＩＣＴ企業の誘致を市町と連携して推進した。

今後は、静岡県ＩｏＴ導入推進コンソーシアムとＩｏＴ推進ラボが連携して取組むＩｏＴ大学連携講座を継続するほか、ＩｏＴ導入診断アドバイザーの現場支援及びＩｏＴサポ

ートカンパニーとのマッチング支援を進めていくとともに、ロボット導入については、導入前の費用効果分析等に対する支援制度の利活用促進を強化していく。

ＩＣＴ企業誘致については、引き続き、県と市町からなる「ＩＣＴ企業誘致タスクフォース」の取組により、首都圏ＩＣＴ企業の誘致等を推進していく。

県外からの新たな企業の誘致や県内に拠点を有する企業の定着促進を図るため、首都圏・関西圏等の有望企業への投資の働きかけや、県内立地済み企業への継続的な訪問による投資相談への対応、支援策の周知等に取り組んだ。この結果、令和４年の本県への製造業等の立地件数は前年の 49 件を上回る 52 件で全国第４位となり、23 年連続で全国５位以内を維持している。引き続き、県内への立地を促進するため、市町等と連携して首都圏及び関西圏の有望企業への投資の働きかけや県内立地済み企業に対する継続的な訪問など、企業の誘致定着活動を推進していく。

農林水産業における生産性向上に向けては、設備導入の支援や研修会等を通じ、生産現場でのＡＩやＩＣＴ等のデジタル技術の活用を推進した。

今後も、水産業デジタル技術実装促進事業により、漁業者主体のデジタル化推進体制の整備や漁獲情報の即時共有システムの構築を進めるなど、デジタル技術の活用を推進していく。

イ　地域主導型の経済政策「フジノミクス」の推進

新型コロナウイルス感染症により深刻な打撃を受けた地域経済の再生を図るため、静岡、山梨両県に長野県、新潟県を加えた４県による新たな広域経済圏を形成し、域内で買い支え合う「バイ・ふじのくに」「バイ・山（やま）の洲（くに）」を展開するなど、個人消費の喚起に取り組んだ。この結果、「山の洲でのフェア等販売額」は 1 億 3,262 万円と目標達成に向け、順調に推移している。コロナ禍で首都圏市場に過度に依存するリスクが顕在化したことから、移出市場を一定程度分散させていく必要があるため、中央日本４県での更なる連携を図り、「バイ・ふじのくに」「バイ・山の洲」の取組を一層推進する。

ファルマ、フーズ・ヘルスケア、フォトン、マリンバイオなど、県が取り組む先端産業創出プロジェクトの取組等を通じ、成長が期待される産業分野への地域企業の参入・事業化を促進した。この結果、先端産業創出プロジェクト等による事業化件数は 101 件となった。今後も各プロジェクトにおいて、地域企業の先導的ビジネスモデルの創出や事業化・製品化支援、異分野からの参入の促進などを通じ、オープンイノベーションによる各産業分野の育成・振興に繋げていく。

ウ　リーディングセクターによる経済の牽引

本県経済を強力に牽引するリーディングセクターの発展を促進するため、医療健康産業の集積を活かした医療物資・医療機器の開発支援や、世界的に加速する電気自動車（ＥＶ）化やデジタル化など、自動車産業の構造変化への対応等に取り組んだ。この結果、リーディングセクターにおける県支援による事業化件数は 12 件となった。今後は、セミナーによる啓発から、研究開発・事業化への助成、人材育成、販路開拓まで地域企業の製品化の取組を一貫して支援し、製品開発力を底上げすることで、本県経済を強力に牽引する産業の発展を促進していく。

伊豆半島の温泉を核とし、自然、歴史、文化、食及びスポーツなどの地域資源と組み合わせた新たなヘルスケアサービスの創出を図る「ＩＣＯＩプロジェクト」を展開した。今後は、温泉と食やスポーツを掛け合わせたプログラムの健康増進効果を検証する実証事業や補助事業の展開、事業者間のネットワーク構築を図るフォーラムの開催、伊豆地域の産業振興を担う人材育成などを通じて、新たな産業の創出を支援していく。

企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」の運営を行うとともに、県内企業の技術情報Ｗｅｂサイト「テクノロジー静岡」の活用促進により、オープンイノベーション・プラットフォームの機能強化を図った。令和４年度の「オープンイノベーション静岡の支援による地域企業の新たな製品開発・協業等件数」は 13 件と例年並みにとどまったものの、「オープンイノベーション静岡による地域企業支援件数」は 76 件と目標値を上回った。今後は、イノベーション拠点のＳＨＩＰとの連携を図り、新たな協業の創出に取り組んでいく。

エ　富を支える地域産業の振興

新型コロナウイルス感染症による需要の消失や売上の低迷に直面している中小企業・小規模企業に対して、資金繰りの支援、新たなビジネスモデルへの挑戦やデジタル化の取組の促進、経営革新計画の承認を受けた事業者による新商品開発や販路開拓などの取組への支援を実施した。

デジタル技術を活用した業態転換だけでなく、原油価格・物価高騰等に対応した新たなビジネスモデルへの挑戦等に対し、155 件の助成を行った。新型コロナウイルス感染症のほか、様々な経営上の影響を受ける中小企業が取り組む新事業への展開を支援していく。

中小企業の経営革新計画に基づく新商品等開発、販路開拓及び生産性向上の取組並びに小規模企業の新たな取組等を支援した。この結果、令和４年度の「経営革新計画承認件数」が 488 件となった。

経営者の高齢化に加え、コロナ禍による倒産・廃業を防ぐため、国・商工団体・金融機関との連携を強化し、事業承継の機運醸成に向けた普及啓発や事業承継計画の策定支援、Ｍ＆Ａをはじめとする第三者承継の推進等により、中小・小規模企業の円滑な事業承継を支援した。

業種別ＢＣＰモデルプラン等を活用し、セミナーや個別相談会の開催に加え、策定を希望する業種別組合等（21 組合）に対し、専門家を派遣し、中小・小規模企業のＢＣＰ策定を支援した。引き続き、ＢＣＰ策定率の向上に取り組むとともに、既に策定済みの事業者における感染症やサイバー攻撃にも対応したＢＣＰへの改訂や実効性の向上を継続的に支援していく。

原油・物価高騰の影響を受ける中小企業等の安定的な事業継続を図るため、価格転嫁やコスト削減の取組を支援したほか、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度を活用した消費喚起策を実施した。

コロナ禍により打撃を受けた企業や原油・原材料価格の高騰による影響を受けた企業に対して、中小企業向け制度融資による資金繰り支援を行った。経営安定資金の利用は 564 億 9,295 万円で、前年度と比べ 20.6％減となったが、国内物価の急激な上昇に加え、深刻な人手不足や賃上げへの対応など、中小企業の経営状況は厳しい状態が続いているため、

今後も企業の資金繰り支援に取り組んでいく。

創業から事業拡大、事業承継など中小企業のライフステージに応じた資金調達支援に加え、次世代産業への参入や新たな事業展開への円滑な資金調達を支援した。企業の資金ニーズは、コロナ後に対応した事業再構築、カーボンニュートラルへの取組など、経営環境の変化に伴い、多様化している。今後も、中小企業が利用しやすい制度となるように改善を図るとともに、制度の周知を行い、県制度融資の利用を促進していく。

本県の地場産品の認知度向上や販路拡大を図るため、首都圏等での展示販売会や、生産者が製品の製造工程を公開するオープンファクトリーの開催を支援した。

また、商店街の新たな需要を創出し、地域経済を活性化するため、国、市町と連携して商店街等が行う空き店舗を活用した取組を支援した。

デジタル技術を活用したプレミアム付き電子食事券を発行し、6,307 店舗で約 76 億円の食事券が利用され、参加店舗の売上げや客単価の増加をもたらし、原油・物価高騰の影響下において、県内の消費喚起に貢献した。

産業成長戦略の策定については、コロナ禍に対応した特例措置・支援の終了を見据えた取組を本格化するため「産業成長戦略 2023」において、ＧＸの推進、ＤＸの推進、産業人材の確保・育成・リスキリングを重点テーマとして位置付けるとともに、持続可能な地域経済の実現に向け、事業者が目指す成長の方向に沿って、類型毎に施策を整理した。

先端産業創出プロジェクト間の連携については、関係者を集めた会議の開催等により、コーディネーター間の意見交換や交流を図り、「先端産業創出プロジェクトとの連携による地域企業の協業・販路開拓等支援件数」は、54 件と目標値を上回った。

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして付加価値を創出し、高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」の実施を予定する事業者に対し、専門家を派遣して地域経済牽引事業計画の作成を支援した。令和４年度の「地域経済牽引事業計画の承認件数」は上半期の申請が伸び悩んだものの、前年度並みの 10 件となった。今後は、関係機関と連携した企業訪問や専門家による計画実行支援を実施すること等により、承認企業の計画実施を後押ししていく。

オ　農林水産業の競争力の強化

ふじのくにマーケティング戦略に基づき、首都圏でのアンテナコーナーの運営や県産品の販売促進活動、ニーズに対応した供給力拡大に取り組んだ。また、「バイ・シズオカ　オンラインカタログ」を活用した県内生産者と量販店とのオンライン商談会を実施し、新たな販路開拓に取り組んだ。この結果、商談件数、参加者数ともに年々増加しているものの、更なる販路拡大に結びつけていくために商談機会の創出や商談力向上への支援、コーディネーターによる商談サポート等により、販路開拓を支援していく。

「しずおか食セレクション」の愛称「頂（いただき）」を活用した首都圏スーパーでのフェアの開催や、コンビニと連携した新商品開発に取り組んだ。この結果、「しずおか食セレクション販売額」は着実に増加している。更なる県産品販売額の増加のために、年間を通じ、県産品のブランド力向上に取り組んでいく。

持続可能な農業の実現に向け、先端技術を活用した研究開発と農業関連産業のビジネス展開を促進した。この結果、機能性の高い農産物や栽培中の葉面積を簡便に測定するセン

サなど、令和４年度は新たに７件の事業化成果が創出された。引き続き、環境負荷低減と生産性・収益性の両立に資する研究開発や事業化成果等の創出に取り組むとともに、関係機関と連携して生産現場への普及・展開を図り、県内農業のスマート化を推進する。

本県茶業の再生を図るため、輸出力を強化する有機茶の生産拡大などを重点的に行うとともに、茶業研究センターを再整備するため、新棟の実施設計や既存棟の改修工事を進めた。引き続き、需要構造の変化に対応した茶産地の構造改革の取組を一層推進するとともに、民間主導による静岡茶の新たな価値や需要の創出に向けた取組を促進していく。

畜産物の競争力強化に向け、「静岡県食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画」に基づき、食肉センターの再編整備を進めた。引き続き、施設本体の実施設計や受水槽工事等を実施し、食肉センターの再編整備を進めていく。

農業生産における環境負荷の低減に向けては、有機農業を推進するためのプラットフォームの設立や、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援した。引続き、関係者が一体となった環境負荷低減の推進と産地の支援に取り組んでいく。

林業については、デジタル技術等を活用した林業イノベーションの推進による木材生産の効率化、森林認証材等の供給拡大を図るための路網整備、林業の担い手の確保・育成、県産材製品の利用拡大に向けた住宅・非住宅建築物の木造・木質化等を促進した。令和４年の木材生産量は、台風 15 号災害による影響や合板工場の減産等により、前年からの微増にとどまり、目標には至らなかった。引き続き、需要変動に対応可能な供給体制を整えるとともに、県産材製品の利用を拡大していく。

水産業については、漁業者等の新たなアイデアの実現を支援する水産イノベーションの取組を推進し、漁業者や水産加工業者の所得の向上につながる取組を支援したほか、水産資源を回復するための調査研究や取組を強化した。この結果、令和４年度は水産イノベーション対策支援推進事業において、114 件の取組を支援した。引き続き、水産イノベーション対策支援推進事業や地域漁業活性化プラン実施計画策定事業（専門家派遣）等の活用を通じて、新商品開発やウェブでの広報活動など、漁協や漁業者が行う新たな取組を支援するとともに、一般社団法人マリンオープンイノベーション機構等との共同研究並びに調査船駿河丸の活用による調査研究を充実させていく。

原油・物価高騰の影響を受ける農業者や漁業者等に対しては、燃油や飼料、肥料価格高騰対策として、補助金事業で 3,648 件、支援金事業で 2,006 件を支援したほか、価格転嫁が難しい県産農林水産物の販売を促進するため、県内の直売所等における消費喚起策を実施した。引き続き、価格動向や国の対策を注視しながら必要な対策を検討していく。また、水産物の県内消費の拡大を図る取組により、活動指標である「漁協直営食堂集客者数」が、60 万人と増加した。引き続き、漁業者、水産加工業者、漁協等による展示会等への出展支援や、漁協・漁港食堂の PR を行うことにより、県産水産物の需要の拡大を図る。

(7) 多彩なライフスタイルの提案

ア　魅力的な生活空間の創出

本県の地域資源を最大限に活かした魅力的で快適な暮らしを提供し、県内外に魅力を発信するため、「食の都しずおか」の牽引役となる人材の育成や魅力ある県産食材の情報発

信に取り組むとともに、食や食文化に触れる「ガストロノミーツーリズム」推進のため、次世代人材の育成や食のＳＤＧｓ推進、食の多様化支援を実施した。この結果、「「食の都」づくりに関する表彰数」は目標を達成したものの、「バイ・シズオカ等の取組に参加した県民の割合」は、目標達成には至らなかった。このため、県民が気軽に参加できるよう開催方法を工夫するとともに、ＳＮＳでの発信等により、バイ・シズオカ等の認知度向上に取り組んでいく。

また、花の都づくりを推進するため、花の魅力発信や花に触れる機会の創出を図るとともに、学校等における花育活動等を推進したほか、浜名湖花博 20 周年記念事業の開催に向け、計画策定や会場整備等の開催準備に取り組んだ。この結果、花育活動受講者数は、目標値を大幅に上回った。花き県内流通額は 118 億円と増加し、引き続き、花緑を楽しむ人の裾野を広げるため、学校での花育活動、地域の講座への講師派遣、浜名湖花博 20 周年記念事業の準備等を推進する。

イ　新しい働き方の実践

人々の仕事や生活のスタイルが大きく変化するとともに、企業においては、価値観の多様化などに対応した新しい働き方の実践が求められていることから、テレワークや短時間正社員、副業・兼業など、ニーズに合った多様な働き方を選択できる環境の整備を進めたほか、農に親しむライフスタイルづくりを推進した。

テレワークについては、大手企業に比べ中小企業において導入が進んでいないことから、導入を検討している企業に対する支援の充実を図るとともに、導入に向けて具体的な行動を起こすに至らない企業等に対する働きかけを強化するなど、県内中小企業への導入を推進していく。

農業分野については、引き続き、小規模農業等により地域農業を担う多様な担い手の育成を支援していく。

ウ　人の流れの呼び込み

コロナ禍を契機とした地方移住への関心の高まりを捉え、県外からの移住・定住を促進し、人の流れを本県に積極的に呼び込むため、県外に在住する若い社会人等のＵＩターン就職の促進などに取り組んだ。

社会経済活動の正常化に伴い、再び東京への人口集中の流れが強まってきていることから、移住希望者と県内企業とのマッチング強化や新たな視点での県内企業の魅力発信などにより、若い社会人等のＵＩターン就職を促進していく。

(8)“ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア　美しい景観の創造と自然との共生

恵み豊かで魅力あふれる自然や森林を未来に継承するため、カーボンニュートラルに貢献する森林の多面的機能の持続的な発揮や、森林の適正な整備・保全に取り組んだ。この結果、森の力再生事業や造林事業などにより森林整備が実施されたが、「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」は目標には至らない見込みである。引き続き、間伐等の森林整備を促進するとともに、森林・林業イノベーションの推進により、先端技術の実装等を支援していく。

(9) 世界の人々との交流の拡大

ア　地域外交の深化と通商の実践

本県の農林水産業や製造業の持続的成長に向け、アジアをはじめとした海外市場の取り込みや、消費行動の変化等に対応した新たな海外販路拡大手法の実践、輸出先国のニーズに対応した産地づくりの支援など、県産品の輸出拡大に向けた施策を展開した。この結果、輸出事業計画の認定数は着実に増加している。マーケットインによる「グローバル産地づくり」の更なる推進のため、輸出先国の市場ニーズや輸出規制に対応した産地づくりに取り組む生産者等を引き続き支援していく。

また、県内中小企業の海外展開を促進するため、サポートデスクの設置や海外派遣人材の育成、海外からの経済関係者の受け入れ等に取り組んだ。令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、海外展開支援事業利用件数等の実績が伸び悩んだが、同感染症に収束の傾向が見られ、企業の海外展開に関する意欲も衰えていない。県内企業が進出段階に応じた適切な支援が受けられるよう、海外展開支援関係機関等と緊密に連携し、オンライン等を活用した商談参加や相談対応に取り組み、引き続き企業の海外展開を支援していく。

令和４年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

富国有徳の美しい“ふじのくに”を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、インフラビジョンに掲げる「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の３分野について重点的に取り組んだ。また、各分野を横断する共通の施策として「県民との共創（オープンイノベーション）」「県土との共生（カーボンニュートラル）」を位置付けるとともに、施策を効率的・効果的に行うための重要な取組として「担い手確保・育成」「多様な主体との連携・協働」を定め、取組を実施した。

（１）＜安全・安心＞　“強さ と しなやかさ”を備える県土づくり
（２）＜活力・交流＞　“地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり
（３）＜環境・景観＞　“ゆとりある暮らし”を支える県土づくり
（４）＜分野共通＞　県民との共創（オープンイノベーション）
（５）＜分野共通＞　県土との共生（カーボンニュートラル）
（６）＜重要取組＞　担い手確保・育成
（７）＜重要取組＞　多様な主体との連携・協働

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（１）＜安全・安心＞　“強さ と しなやかさ”を備える県土づくり

【地震・津波災害対策】

・大規模地震時に人命を守り、また、広域支援を円滑に受けられるよう、重要路線等にある橋梁の耐震対策、緊急輸送路の法面補強や無電柱化などの防災・減災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・減災対策を着実に推進していく。

・地域の文化・歴史や景観等との調和が図られるよう、住民や市町との協働により実施する津波対策「静岡方式」を県内全域で展開している。河川、海岸、港湾及び漁港における津波による被害を軽減するため、

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、水門の建設、堤防の嵩上げ、護岸・胸壁等の津波対策施設の整備や水門・陸閘の自動化、遠隔操作化、施設の一元管理を可能とする津波・高潮防災ステーションの整備等を、情報伝達体制の構築と合わせて総合的に推進した。
「静岡モデル防潮堤」の整備については、中東遠地域や志太榛原地域の市町と連携して整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、33地区において津波対策の方針が取りまとまった。

津波に対する警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定する津波災害警戒区域は、指定対象の県内沿岸21市町のうち、13市町で指定が完了した。

今後も引き続き、津波対策施設や静岡モデル防潮堤の整備、伊豆半島沿岸における津波対策の方針の早期決定、津波災害警戒区域の指定に取り組み、津波対策「静岡方式」を着実に推進していく。

・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も引き続き、施設の耐震化により震災対策を着実に推進していく。

【風水害・土砂災害対策】
・風水害の被害軽減を図るため、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫への備えとして、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップの作成・活用を行う市町を支援するとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

・土砂災害の被害軽減を図るため、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の施設整備等を推進するとともに、被害のおそれのある区域の明示、避難を促す情報の提供、避難訓練の実施等の避難支援対策

の充実を図った。また、土砂災害警戒区域については、既指定区域における対策施設の整備箇所や地形改変箇所を対象に区域の見直しを実施した。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

【交通事故防止対策】

・通学児童・生徒の安全を守るため、学校関係者や警察等の関係機関と連携した合同点検を実施し、歩道整備や防護柵の設置等、安全で快適な歩行空間の創出に取り組んだ。また、自転車の安全な利用環境を創出するため、静岡県自転車活用推進計画に基づき自転車走行環境の整備に取り組んだ。

引き続き、県民の安全を確保するため、道路の交通安全対策を着実に推進していく。

【産業や暮らしを支えるインフラの強化】

・限られた予算の中で社会インフラの最適な維持管理・更新を行うため、「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、舗装、橋梁、ダム、係留施設（港湾・漁港）など26工種について「中長期管理計画」を策定し、予防保全管理に取り組んでおり、各施設の計画的な点検・補修・更新を行う長寿命化の取組を推進した。

今後も引き続き、策定した中長期管理計画に基づく適正な予防保全管理などにより、長寿命化の取組を推進していく。

（２）＜活力・交流＞　“地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり

【広域的な道路網の強化】

・広域道路ネットワークを構築するため、本県の東西軸である新東名高速道路（新御殿場ＩＣより東側区間）や、南北軸となる三遠南信自動車道や伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

【地域特性を生かしたスポーツによる地域と経済の活性化】

・サイクルスポーツの聖地の実現に向け、県モデルルートとなる富士山１周サイクリングルート等で矢羽根型路面表示の設置などによる自転車の走行環境整備を推進した。

引き続き、自転車走行環境の向上及び利用促進に努めていく。

【港湾機能の強化と利用促進】

・本県産業を支える物流機能の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良とともに、将来にわたり物流機能を発揮できるよう、港湾施設の老朽化対策を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者から求められる港湾機能の拡充について推進していく。

・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航ＲＯＲＯ船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。
クルーズ船誘致に向けた活動については、感染症対策の観点から求められるガイドラインの遵守を徹底し、安心・安全な寄港が可能であることをアピールした。また、県内６港湾の客船誘致組織と県で構成する「ふじのくにクルーズ船誘致組織連絡会」において、事務レベルの向上による持続可能な誘致組織の形成等、実効性のある取組の推進を図った。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県ＲＯＲＯ船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを展開していく。
また、クルーズ船に関しても、本県港湾への更なる寄港誘致に向け、船社等へのセールスコールや、各港の誘致組織と連携した受入態勢の強化を進めていく。

【水産王国静岡の持続的発展の推進】

・水産業における生産流通の効率化や水産物供給体制の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良や、漁港施設の長寿命化対策などを推進した。

今後も、水産物の供給体制を強化するため、関係機関と連携し、計画

的に整備を推進していく。

【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

・バス交通の維持・確保や地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道の経営計画の推進等を支援した。

今後も引き続き、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。また、運転手不足等の課題に対応するため、自動運転等の新技術の導入に向けた取組に対して支援していく。

・生活排水処理については、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も引き続き、市町と連携を図り、より効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

・県営都市公園において、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。
遠州灘海浜公園（篠原地区）については、野球場を核とするスポーツの拠点整備を目指し、公園基本計画策定に向けた取組を進めた。
県営都市公園で経年劣化した公園施設の修繕工事に取り組み、利用者の安全確保と多様な催事に活用できる環境維持を行った。

今後も、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

【競争力の高い富士山静岡空港の実現】

・富士山静岡空港への新幹線新駅実現に向け、周辺地域の住民や関係者に新駅の必要性等を理解していただく取組等を進めた。

今後も、地元との対話を積み重ねていくとともに、空港周辺の賑わい

創出に向け、市町や民間事業者等と連携しながら、賑わい拠点や交通結節点を結ぶ交通ネットワークの強化に取り組む。

（３）＜環境・景観＞ “ゆとりある暮らし”を支える県土づくり

【３Ｒの推進】

・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、コンクリート殻や建設発生木材などの再資源化率の向上を推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

【安全・快適な道路環境の確保】

・目的地への円滑な誘導や沿道空間の魅力向上を図るため、わかりやすく、かつ景観に配慮した道路案内標識や著名地点誘導標識などを整備したほか、主要観光地での道路案内標識の多言語化に取り組んだ。

引き続き、誰もが利用しやすい道路環境整備を推進していく。

・道路占用許可基準を緩和し、飲食施設や購買施設等の占用物件を設置しやすくする「歩行者利便増進道路」の指定を進め、道路を活用した地域の賑わい創出に取り組んだ。

引き続き、ゆとりや賑わいのある魅力あふれる道路空間の整備を推進していく。

・電線管理者や市町と連携を図り、景観形成上重要な道路における無電柱化を推進し、良好な道路景観を形成した。

引き続き、関係機関等と連携し、道路の無電柱化を推進していく。

【豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成】

・河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

・佐鳴湖において、令和２年度より新規計画「佐鳴湖水環境向上行動計画（第２期）」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、

流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善の取組の定着を図るとともに、次世代を担う人材育成を行い、持続可能な取組体制を確立し、継続的な環境保全に取り組んでいく。

・良好な広域景観を形成するため、各広域景観協議会を通じて違反野立て看板対策を進めるとともに、各広域景観の重点地区等の一部において修景伐採を実施し、景観の改善を図った。
市町の景観行政推進を図るため、景観形成推進アドバイザーの派遣を行った。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

・世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原において、砂浜の保全による背後地の防護と景観改善の両立に向け、２号新堤（南）の整備を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

・遠州灘の美しく豊かな砂浜海岸の復元（浅羽海岸）と、福田漁港の港口埋没対策のため、サンドバイパスシステムを運用し、環境等の保全に取り組んだ。

今後も、適切なサンドバイパスシステムの運用に努め、海岸と漁港の双方の保全を推進していく。

（４）＜分野共通＞ 県民との共創（オープンイノベーション）

【全産業におけるＤＸの推進】

・人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など、深刻化する課題への対応として、先端技術を活用し生産性向上や新たな価値の創造が必要なため、県土の「３次元点群データ」を取得し、デジタルツイン「VIRTUAL SHIZUOKA」を形成している。これにより、インフラの維持管理や災害復旧、自動運転技術、観光等の様々な分野へ活用を推進した。

今後も引き続き、３次元点群データの取得とオープンデータ化を進め

るとともに、官民連携によるデータの利活用促進を図り、新たな価値の創出を図っていく。

・建設現場のニーズと企業等が保有する技術シーズのマッチングを図ることにより、建設現場の課題解決が可能な先進技術の現場導入を推進し、生産性の向上につなげるとともに、建設現場の魅力を広く紹介することを目的として、新技術交流イベントを開催した。

今後も引き続き、積極的に新技術の導入を促し、生産性の向上や新たなサービスの創出、担い手確保など、官民連携により社会課題の解決に努める。

（５）＜分野共通＞ 県土との共生（カーボンニュートラル）

【徹底した省エネルギー社会の実現】

・県有建築物のＺＥＢ化を推進するため、効率的かつ効果的に設計を進められるよう「県有建築物ＺＥＢ化設計指針」を策定した。また、実施設計を行った県内 11 の県有施設において、ＺＥＢReady の省エネ性能が確保されていることを確認した。

今後も引き続き、新築・建替時のＺＥＢ化を推進するとともに、既存県有建築物の省エネ化を計画的かつ積極的に推進する。

・緊急輸送路上の道路照明灯のＬＥＤ化に取り組み、従来のナトリウム灯に比べて省電力で点灯可能な灯具への転換を図り、環境負荷の低減及び災害時にも機能する信頼性の高い道路環境整備に取り組んだ。

引き続き、環境負荷の少ない道路環境整備を推進していく。

・ダム管理機能の強化、再生可能エネルギーの利用推進による二酸化炭素排出量の抑制を図ることを目的に、奥野ダム（伊東市）及び太田川ダム（森町）において、維持放流水等を利用したダム管理用の小水力発電設備を運用している。

今後も引き続き、設備を適切に運用し、ダム管理の一層の強化と二酸化炭素排出量の抑制を図っていく。

・清水港では、カーボンニュートラルポートの形成に向けて、二酸化炭素排出量の削減目標やこの目標実現のために官民が連携して取り組

む内容を具体に定めた「清水港カーボンニュートラルポート形成計画」を令和５年３月に策定した。また、港湾管理者である県が自ら主体となって行う脱炭素化に向けた取組を推進した。

今後も引き続き、県内港湾において、官民が連携して、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進していく。

（６）＜重要取組＞ 担い手確保・育成

・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、平成 31 年３月に策定した「静岡県建設産業ビジョン 2019」に基づき、官民が連携した公共工事の一斉休工「ふじ丸デー」の取組の拡充や週休２日推進工事の普及促進による建設産業の働き方改革、静岡どぼくらぶ講座や親子インフラツーリズムの開催等による担い手の確保・育成などを推進した。

今後も引き続き、「静岡県建設産業ビジョン 2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手確保・育成を推進していく。

・交通基盤行政に対する県民の理解と信頼を得て、社会インフラ整備の着実な推進を図るとともに、建設産業の担い手確保を図るため、民間企業と連携した出前講座や建設現場体感見学会等の実施、土木の魅力を発掘する「フォトコンテスト」の開催など、戦略広報の取組を推進した。

今後も引き続き、関係機関等と連携しながら、広く県民に建設産業の重要性や魅力を伝えるため、戦略広報の取組を推進していく。

（７）＜重要取組＞ 多様な主体との連携・協働

・県、市及び地元企業等で構成される「（一社）清水みなとまちづくり公民連携協議会」が中心となり、清水港及びその周辺において“みなと”と“まち”を一つの資産として最大限に活かす「みなとまちづくり」を地域ぐるみで検討し、令和５年２月には、日の出・巴川河口地区において今後概ね20年以内のなすべき事等を示したガイドプランを策定した。

今後も引き続き、シンポジウムの開催やデザインセンターとなる「みなとまちテラス」を活用した情報発信などにより、地域が一体となっ

た「みなとまちづくり」を推進していく。

・道路事業への理解促進や整備する施設への愛着を深めてもらうため、県民を対象とした現場見学会等に取り組んだ。

引き続き、県民が道路事業に積極的に参画できるよう努めていく。

・地域住民など多様な主体と協働し道路環境の向上を図るため、「しずおかアダプト・ロード・プログラム」により、住民団体や企業等が実施する道路清掃や美化活動への支援に取り組んだ。

引き続き、多様な主体と連携・協働し、道路環境の向上に努めていく。

・円滑な事業推進や早期の効果発現に向け、道路事業の着手前に地域住民や市町と地域課題やニーズについて対話する「事業着手準備制度」により、地域と連携した道路事業を推進した。

引き続き、地域住民や市町とともに、地域の課題を解決する道路事業を推進していく。

・竣工後、初の取組となる施工者と管理者が一体となった「施設点検パトロール」の実施や、市民向けの啓発イベントとして「みんなで守る防潮堤ｉｎ中田島」を開催し、防潮堤を浜松市民と共に守る意識の啓発を図った。さらに、防潮堤を後世に継承する取組や手法を検討する「浜松防潮堤みらい懇話会」の設置に向け、県、市、浜松建設業協会等による準備会を開催し、意見交換を行った。

今後は「浜松防潮堤みらい懇話会」を設置し、行政だけではなく民間企業や市民による取組の充実を図り、防潮堤が多様な役割を担うインフラとして後世に継承されるよう努めていく。

・地域と県の協働事業であるリバーフレンドシップ制度に基づくリバーフレンド団体（令和４年度末までに県全域で668団体が同意書を締結）が、県が管理する河川の一定区間において、清掃や除草等の河川美化活動を行うとともに、県や関係市町はリバーフレンド団体に対して活動支援を行った。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事

例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

令和４年度主要施策成果説明書

出納局

主要施策の総括

１　主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務の審査、会計事務指導検査や指導・助言を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果では、文書指示の発生は 289 所属中 16 所属で 5.5%であった。この割合は過去５年間のピーク時、平成 29 年度の 16.7％から 11.2 ポイント下回っているものの、前年度の 1.7％と比べ 3.8 ポイント増加となっている。

このことについては、発生要因として突発的に発生した収入未済への対応を熟知していないことによる督促状の未発送が多いこと、業務多忙を理由としたチェック漏れによる調定額の誤りが多いこと等、組織的な確認不足や職員の知識不足が挙げられることから、引き続き組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務研修の充実を図るとともに、内部統制制度の推進部局として、他部局に対してリスク管理に関する指導・啓発に努めていく。

今後も、内部統制制度を踏まえ、会計事務指導検査や研修内容の改善・充実を図るほか、関係部局と連携して、適正な会計事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。

(2) 安定した財務会計環境の整備

公金の確実な収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等のＩＣＴ技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、ＩＣＴ技術の発達に対応した多様な納付手段を研究し、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努めていく。

(3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、近年の金利低下の影響などにより、対前年度比 7.4%減となった。

運用益確保の取組として、引合に参加する新たな預託先の確保や多様な預託期間の設定を行うなど、可能な限り運用益の確保に努めた。

マイナス金利政策により、依然として、厳しい資金運用環境が見込まれる中、今後も、経済や金利等の動向を注視するほか、購入債券の長期化及び分散化により、後年度の運用益の確保に努めていく。

(4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

総務事務の集中処理による効率化のため総務事務センターを設置･運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務の円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った。令和４年度の文書指示は 288 所属中３所属で 1.0%であった。今後も、事務指導検査における指導や研修等を通して、内部統制を推進し、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、コピーセンター、ワークステーション及びサプライセンターの安定運営に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

公用車の管理については､集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト縮減を図った。また、交通安全対策の一環として全公用車へ整備することとしたドライブレコーダーについては、令和４年度中に全ての公用車への整備が完了した。引き続き効率的な公用車の運用を推進していくとともに、脱炭素化の取組に対応するため、更新する公用車の電動車化を進めていく。

令和４年度主要施策成果説明書

議会事務局

主要施策説明

１　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

議会運営費　482,327,955 円
議員海外調査・議員研修・厚生費　962,493 円

(1)「定例会等の開催」

ア　定例会・臨時会の開催

定例会は６月、９月、12 月及び２月の年４回、臨時会は５月 20 日に開催された。

合わせて 89 日間の会期をもって、233 件の議案等の審議を行い、そのうち諮問１件を棄却すべきと答申、請願４件を不採択とし、その他の議案等については可決、同意、承認、認定、採択した。

イ　常任委員会の開催

付託された議案等の審査及び所管事務の調査並びに視察を行った。

○開催日数　（単位：日）

区　分	５　月 臨時会	６　月 定例会	９　月 定例会	11　月 閉会中	12　月 定例会	２　月 定例会	計	令和３年度
総　務	１	２	２	０	１	２	８	１４
危機管理 くらし環境	０	２	２	０	２	２	８	１４
文化観光	０	１	１	０	１	２	５	１０
厚　生	１	１	１	０	１	１	５	１５
産　業	０	２	３	１	２	２	１０	１３
建　設	０	１	３	１	１	２	８	７
文教警察	０	２	２	０	２	２	８	１１
計	２	１１	１４	２	１０	１３	５２	８４

ウ　議会運営委員会の開催

委員 11 人（自民改革会議：７、ふじのくに県民クラブ：３、公明党静岡県議団：１）で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

○開催状況　（単位：日）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	計	令和3年度
日数	１	３	７	１	０	７	３	１	８	０	９	２	４２	５２

エ　特別委員会の開催

移住・定住等促進、自然災害対策、逢初川土石流災害検証・被災者支援及び決算の各特別委員会を設置した。

・移住・定住等促進、自然災害対策、逢初川土石流災害検証・被災者支援の各特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、令和５年２月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。

・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。令和４年 12 月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

○開催状況

委　員　会　名	定　数	設　置　期　間	日　数
移住・定住等促進	１０人	令和４．５.20～令和５．２.24	７日
自 然 災 害 対 策	１０人	令和４．５.20～令和５．２.24	９日
逢初川土石流災害検証・被災者支援	９人	令和４．９.26～令和５．２.24	８日
決　　算	６３人	令和４.10.３～令和４.12.１	４日

(2)　「政策調査等の実施」

ア　自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員活動に活かしやすいように編集し提供した。

○提供した主な資料

区　分	発行回数等	内　容	発行部数	配 付 先
議会資料「視点」	年４回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き、先進都道府県の事例紹介等	113 部／回	議員等
情報スクランブル	毎月１回	常任・特別委員会ごとに関連する新聞記事を編集（特別委員会分は開催ごとに発行）	113 部／回	議員等
新聞社説一覧	毎月１回	新聞（７紙）の社説一覧	76 部／回	議員等
各種刊行物 索 引 一覧	毎月１回	全国都道府県議会議長会資料、地方行財政調査会資料及び時事通信社刊行物の索引・件名目録	14 部／回	各会派等
県政用語集	令和５年６月発行（議員改選ごと）	議会や県政で用いられる基礎的用語の解説書	190 部／回	議員 執行機関 事務局職員

イ　受託調査の実施

議員から依頼される調査のほか、他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。令和４年度の議員からの調査件数は 206 件で、他の都道府県等からの調査件数は 111 件であった。

ウ　議員提案政策条例制定に対する支援

事務局では、条例提案会派における検討の段階から、条例制定の必要性、目的、内容等の明確化のための資料収集、執行機関との事前協議、関係団体訪問の調整等を行い支援している。

令和４年度は制定や改正された条例はなかった。

エ　静岡・山梨・神奈川３県議会の相互連携

平成 25 年 11 月 25 日に締結された「静岡・山梨・神奈川３県議会の相互の連携に関する覚書」に基づき、３県による議長会議を神奈川県で開催した。

○実施状況

開催年月日	開催県	意見交換テーマ
令和５年１月 23 日	神奈川県 （小田原市観光交流センター）	アフターコロナを見据えた 観光振興について

オ　議員研修会の開催

多様化する県民ニーズに対応し、幅広い視野に立った議会活動の一助とするため、県庁本館特別会議室において、有識者を講師に招き、研修会を開催した。

○実施状況

開催年月日	演題	講師
令和４年９月 21 日	歴史からのトリセツ ～古き知恵を学び今の政治に生かす～	静岡大学名誉教授 小和田　哲男　氏

カ　海外事情調査団の派遣

新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。

キ　浙江省友好交流

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。令和４年度は本県からの派遣と浙江省からの受入れを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。

ク　図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行っている。また、「図書室だより」（新着図書情報）や「早わかり！雑誌インデックス」（雑誌の県行政関連等主要記事の見出リスト）を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

○蔵書数　（令和５年３月 31 日現在）

蔵書数合計	分類別冊数	
34,816 冊	社会科学　17,399 冊（50.0%）	総　　記　7,032 冊（20.2%）
	歴　　史　2,983 冊（ 8.6%）	そ の 他　7,402 冊（21.2%）

○図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

区分／年度	貸出者数（単位：人）				貸出冊数（単位：冊）			
	議員	議会事務局	執行機関	総数	議員	議会事務局	執行機関	総数
令和４年度	153	340	700	1,193	287	468	1,269	2,024
構成比（%）	12.8	28.5	58.7	100.0	14.2	23.1	62.7	100.0

(3) 「議会広報の推進」

議会の活動内容をより広く分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広報した。

ア　広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会（委員長：議長）を開催し、広報実施計画や、ふれあい親子県議会教室、県議会高校出前講座、大学生との意見交換会の実施、写真コンクール及び題字コンクールの入選作品選考などについて協議した。

イ　県議会だより、ホームページ等による広報

(ｱ)　県議会だより

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、県民に周知した。若者への周知を図るため、県内の高校生全員にも配付した。また、県議会だよりの魅力を高めるため、表紙の写真を県民から広く募集する「県議会だより写真コンクール」や、高校生を対象とした「県議会だより題字コンクール」を実施するとともに、高校新聞部による制作記事の掲載に向けて意見交換会を開催した。

加えて、視覚障害のある人を対象に、県議会だよりの「点字版」「音声版（カセットテープ及びＣＤ）」を発行した。

なお、紙版と音声版についてはホームページにも掲載している。

○発行状況

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>発行数</th><th>発行時期</th><th>配　布　方　法</th></tr>
<tr><td colspan="2">紙版</td><td>101～103 万部</td><td rowspan="4">各定例会終了後、おおむね１ヵ月後（年４回）</td><td>県内各世帯へ新聞折り込み(一部地域ポスティング)
県出先機関、市町等へ郵送</td></tr>
<tr><td colspan="2">点字版</td><td>346 部</td><td rowspan="3">個人、施設、県出先機関、市町等へ郵送</td></tr>
<tr><td rowspan="2">音声版</td><td>カセット</td><td>32 本</td></tr>
<tr><td>ＣＤ</td><td>155 枚</td></tr>
</table>

(ｲ)　ホームページ

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。現在、33 項目のコンテンツを掲載し、随時内容の更新を行っている。

○主なコンテンツ一覧

	区　分	備　考
1	議長のメッセージ	議長定例会等報告についても動画配信
2	議会日程・質問議員・質問項目	
3	県議会だより	紙版及び音声版
4	本会議インターネット中継 (生中継＆録画放送)	
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しずおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入（常任・特別）
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	
13	若者向け広報動画	高校出前講座や大学生との意見交換会等のﾀﾞｲｼﾞｪｽﾄ映像

ウ　若者向け広報

(ｱ)　SNSによる情報発信

令和４年度から県議会公式Twitterアカウントを作成し、よりスピード感のある情報発信を図っている。そのほか県広聴広報課が運営しているSNSにも県議会関連の記事を掲載するなど、県民に県議会を身近に感じてもらえるよう情報発信を行った。

・静岡県議会公式Twitter
・静岡県公式LINE
・Facebook「いいねがあるある静岡県。」
・Twitter「わかものがかり」
・instagram「ふじっぴー【公式】」

(ｲ)　県議会高校出前講座の実施

若者の政治への関心を高めるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き、生徒のグループに議員が加わり意見交換等を行う高校出前講座を実施した。

○実施状況

日　程	参加者	テーマ
９月　７日(水)	浜松開誠館高等学校　３年生23人 県議会議員　５人	SDGsの観点及び海外との比較から見る静岡県（浜松市）の課題
９月12日(月)	三島南高等学校　３年生８人 県議会議員　１人	校則や学校設備に関すること
９月14日(水)	静岡北高等学校　２年生30人 県議会議員　４人	住みやすいまちづくりのために
９月16日(金)	藤枝西高等学校　１～３年生27人 県議会議員　４人	静岡県の未来について語り合う、静岡県をもっと元気にするために等
10月24日(月)	浜松湖北高等学校佐久間分校 ３年生８人 県議会議員　１人	佐久間地区の地域活性化、佐久間分校の存続について
10月25日(火)	不二聖心女子学院高等学校 ２年生62人 県議会議員　５人	女性の社会進出、男女格差の是正、ジェンダー平等の実現など
10月26日(水)	掛川工業高等学校　２年生22人 県議会議員　３人	若者の政治的無関心に対する対策
10月26日(水)	清水東高等学校　１・２年生36人 県議会議員　５人	高校生の私たちができるSDGｓと静岡県で取り組んでいるSDGｓ
11月９日(水)	星陵高等学校　１年生58人 県議会議員　８人	SDGsを踏まえた地域の活性化
11月15日(火)	磐田北高等学校　２年生38人 県議会議員　５人	静岡県の少子高齢化問題と解決策について
11月24日(木)	富岳館高等学校　２年生22人 県議会議員　３人	高校生の視点から考えた地域活性化と子育て支援・地域福祉について
１月27日(金)	沼津東高等学校新聞部 １・２年生10人 県議会議員　３人 ※県議会だより記事制作に先立ち実施	教育 ・生徒一人一台端末を利用した学習 ・少子化、定員割れ問題 ・不登校

(ｳ)　大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見や感性を議会活動に活かすため、地元大学と連携をして、県議会議員と学生との意見交換会を行った。

○大学生との意見交換会

大学名	日　程	学生	議員	テーマ
静岡大学（阿部ゼミ）	①９月 29 日（木）	６人	２人	若者の社会参加・参画を高めるために
	②12 月９日（金）	５人		
静岡県立大学（学生有志）	①９月 30 日（金）	３人	２人	学生の貧困と学業継続支援
	②12 月９日（金）	１人		
静岡県立大学（八木ゼミ）	①10 月３日（月）	５人	２人	伊豆半島の観光振興
	②12 月９日（金）	３人		
静岡県立大学（大久保ゼミ）	①10 月３日（月）	６人	２人	観光と地域振興
	②12 月８日（木）	６人		
静岡文化芸術大学（田中ゼミ）	①９月 30 日（金）	９人	２人	若者の政治への関心を高めるために
	②11 月 16 日（水）	９人		
常葉大学（吉﨑ゼミ）	①９月 29 日（木）	９人	２人	若者の県政への参加
	②12 月８日（木）	10 人		
静岡英和学院大学	①12 月８日（木）	12 人	２人	偏見と差別のない、福祉視点の住みよいまちづくり

(ｴ)　情報誌等による広報

県下全域に配布されているフリーマガジンに県議会の傍聴体験記や県議会公式Twitterをテーマにした記事を掲載した。

また、静岡県統計協会が発行している静岡県民手帳の広報スペースに県議会の広報記事を掲載した。

(ｵ)　若者向け広報動画の配信

県議会の仕組みや活動について、若者の認知度を向上させるため、ふれあい親子県議会教室や県議会高校出前講座、常任委員会県内視察（文化観光委員会ほか）など、若者向け広報事業の実施状況等の映像を作成し配信した。（計 31 本）

エ　ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年（４年～６年）の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催し、県議会の役割や仕組みの学習、議員との交流や議場探検等を通じて、県議会に関する知識を育み、広く県議会をＰＲした。

＜令和４年８月４日（木）＞

参加者数：親子 28 組 60 人、出席議員：12 人（議長、副議長含む。）

オ　傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやホームページ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けのパンフレットを作成した。

○パンフレット

区　分	内　　容	発行回数	部　数	配　布　先
わたしたちの県議会	県議会の概要、議員プロフィール、傍聴の方法等	年２回	3,100 部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう？	県議会の役割等を小学生向けに説明	※令和４年度は配布のみ実施		見学の小学生

○傍聴者数　（単位:人）

区　　分	本　会　議		常任委員会				特別委員会			
			委員会室		モニター室		委員会室		モニター室	
年　度	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
４月臨時会	3		0		4					
５月臨時会	2	2	0	0	4	2				
６月定例会	226	322	2	2	84	72	0	0	0	0
８月臨時会	2		0		7		2		6	
９月定例会	119	240	1	8	60	132				
11 月臨時会	24									
12 月定例会	341	321	10	3	74	87		3		15
２月臨時会	1		0		1					
２月定例会	146	351	2	1	136	119				
閉会中			0	1	0	5	3	3	47	96
合　計	864	1236	15	15	370	417	5	6	53	111

(4)　「地方議会活動の在り方等の調査研究」

ア　議会運営等改善検討委員会（委員 11 人：任期　調査終了まで）

議長の諮問を受け、議会運営上の諸課題に関する協議又は調整を行っている。令和４年度は８月に開催し、ペーパーレスシステムについて、事業者からの説明及び質疑応答並びに意見交換を行った。

イ　議員選挙区等調査検討委員会（委員 11 人：任期　調査終了まで）

議長の諮問を受け、一般選挙における県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行っている。令和４年度は５回開催し、議員定数について現行どおりとすること、清水町・長泉町選挙区を分区して清水町選挙区及び長泉町選挙区を各１人とし、沼津市選挙区を１人減員の３人とする内容の答申を行った。その結果、令和４年７月 15 日に改正条例が公布され、令和５年実施の一般選挙から施行された。

(5) 「議長公務の支援」

共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けるなど、都道府県議会相互の連携を図る目的で設置されている各種議長会等について、事務局は、議題の調整や運営の支援等を行った。

また、県執行部、国、他の地方公共団体、公益法人などの団体が主催する行事、式典等への正副議長出席のための調整、祝辞や挨拶文案の作成、当日の随行など、議長公務としての出席に係る支援を行った。令和４年度は、266 回に及んだ。

(6) 「議員に関する事項」

ア　政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各会派に対し、所属議員１人当たり 450 千円を毎月交付しており、使途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了後に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、県民等への閲覧に供するとともに、県議会ホームページ上で公開した。

イ　議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議長に提出される資産等報告書等について、県民等への閲覧に供した。

令和４年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

主要施策の総括

１　主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（１）職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など５項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

（２）職員が働きやすい職場環境の確保

職員が働きやすい職場環境を確保するため、職員からの苦情相談への対応や事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

また、職員の利益保護を目的とした公平審査事務を適正に執行し、人事行政の公正の確保を図った。

今後も、苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

（３）公平・公正で的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

令和４年度は、公募した全55職種のうち、48職種においては公募数を確保したが、７職種で公募数を確保できなかったことから、全ての職種で広く人材の選抜ができるよう、応募者確保のための取組を強化し、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

令和４年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

主要施策の総括

１　主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和４年度は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的、弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

令和４年度は、監査基準に基づき、令和２年度から運用された内部統制制度の状況を踏まえて、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど、合規性監査の効率化を図るとともに、経済性、効率性、有効性に着目した３Ｅ監査により一層の重点を置き実施した。

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を 542 箇所実施し、指摘等の監査結果 54 件及び事務局長指導事項 86 件を出した。

監査結果における「意見」については、本庁各部局に対し、事務・事業の改善に繋がる「意見」のほか、土木事務所において多発している工事事故について、統括する工事検査課に対し安全対策の推進を求める「意見」を出した。また、３Ｅの視点から、委託事業や補助金の効率的、効果的な執行などを求める「意見」を出した。

監査結果を出した所属に対しては、改善措置状況の報告を求め、措置状況を評価、確認した。

また、決算、財政健全化判断比率等及び内部統制評価報告書の審査を行い、知事へ意見書を提出した。

さらに、依然として同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して定期的に情報提供を行い、全庁的な再発防止や内部統制の充実を要請した。

監査事務については、効率的・効果的な監査の実施及び監査対象機関を含めた事務作業負担の軽減を図るためＩＣＴを活用し、監査結果のデータベー

ス化、ＷＥＢによる監査の実施などに取り組んだ。

今後も、公正で厳正な監査を実施するとともに、内部統制による検査結果等を活用し合規性監査の効率化を図るほか、ＩＣＴを活用するなど、監査事務の一層の効率化・合理化を図る。また、３Ｅの観点から調査を深掘りすることができる監査手法の構築や、部局横断的な監査テーマ設定など、３Ｅ監査の一層の充実を図っていく。

令和４年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

主要施策の総括

１　主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集団的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ的確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1)実施状況

令和４年度は、労働争議の調整７件、個別的労使紛争のあっせん 15 件の計 22 件を取り扱った。

このほか、労働争議の実情調査を 50 件行った。

(2)評価

労使紛争の解決には、迅速かつ円満な解決が最も望ましいため、不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を施策の評価基準とし、18 か月を目標値としている。労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解による解決率」を施策の評価基準とし、過去５か年の平均を評価基準値としている。

主　要　施　策	評　価　基　準		令和４年度実績
不当労働行為の審査	処理期間	18 か月	－(13 か月)
労働争議の調整	和解による解決率	38.5%	25.0%
個別的労使紛争のあっせん	(過去５か年平均)	39.7%	55.6%

※「令和４年度実績」は、令和４年度単年度の平均

※　不当労働行為の審査の「令和４年度実績」の（　）内は、当該年度を含む過去５か年の平均

※「和解による解決率」

＝(和解による解決件数／(和解による解決件数＋打切り件数))×100

ア　「処理期間」

令和４年度は、不当労働行為事件の取扱いはなかった。

なお、当該年度を含む過去５か年の実績では、平均処理期間は「13 か月」となり、目標を達成できた。

イ　「和解による解決率」

令和４年度の和解による解決率の実績は、労働争議の調整が「25.0%」で、過去５か年の平均「38.5%」を下回った。また、個別的労使紛争のあっせんは「55.6%」で、過去５か年の平均「39.7%」を上回った。

これは、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんはいずれも、当事者双方の同意を得て行うものであることから、当事者双方の主張の隔たりが大きくあっせん員が説得しても歩み寄りが難しい場合、又は相手方があっせんに参加すること自体を応諾しない場合には、やむを得ず、「打切り」とせざるを得ないことによるものである。調整事件の「打切り」の件数は、取下事件を除いた終結事件４件中３件で、そのうち２件は相手方があっせんに参加することに応じなかったため打ち切った「不応諾打切り」であった。個別事件の「打切り」の件数は、終結事件９件中４件で、そのうち２件が「不応諾打切り」であった。

ウ　広報

令和４年度においては、各県民生活センターの労働相談窓口と当委員会のあっせん制度との一体的な取組を周知するため、リーフレットの配布、各種広報紙への掲載、ホームページ、電車内の中吊り広告や立て看板の設置などを実施した。

(3)課題

不当労働行為の審査については、令和４年度の取扱いはなかったが、引き続き処理期間の短縮に取り組む必要がある。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては、不応諾打切りを除いた令和４年度の解決率は労働争議の調整で 50.0%、個別的労使紛争のあっせんでは 71.4%と、当該年度の全ての事件の解決率の数値を各々上回っていることから、いずれの事件においても不応諾打切りの削減が解決率向上のための課題となっている。

また、令和４年４月から、中小企業についても事業主のパワーハラスメント防止対策に係る雇用管理上の措置が義務化されたことにより、労使間のトラブルの一層の増加及び複雑化が懸念されるところであり、各県民生活センターの労働相談窓口及び当委員会の紛争解決制度の周知を一層図る必要がある。

(4)改善

不当労働行為の審査については、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組んでいく。なお、不当労働行為事件の処理期間の目標については、これまでの達成状況や他県の状況に鑑み、令和５年度より、18か月から15か月に短縮している。

労働争議の調整及び個別的労使紛争あっせんについては、不応諾打切り削減のため、事務局調査の際、被申請者の主張を丁寧に聞き取った上で、紛争の法律上の問題点等を的確に示しつつ、三者委員による公正中立な取扱い、迅速な解決といったあっせんのメリットを十分説明することにより、応諾を働き掛けていく。

広報については、各県民生活センターの労働相談窓口と当委員会のあっせん制度との一体的な取組を周知するとともに、ホームページのほか様々な媒体を活用しながら、引き続き積極的な広報・ＰＲを展開していく。

令和４年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

主要施策説明

Ⅰ　審理調整課

１　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（１）　「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

ア　収用委員会費（人件費）　2,581,700 円

収用委員会の委員報酬（７人分）である。

イ　収用委員会運営事業費　1,548,055 円

収用事件の裁決申請等に対応するため、収用委員会の運営を行った。

＜令和４年度　収用裁決等案件＞

項　　目	前年度からの継続件数	令和４年度申請等件数	計	処　理　状　況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下	計	
裁決申請 明渡裁決申立	０件	０件	０件	０件	０件	０件	０件	０件
損失補償裁決申請	０件	０件	０件	０件	０件	０件	０件	０件

＜令和４年度　収用委員会等開催状況＞

区分	委員会	指名委員協議	審理	調査等	その他	計
回数	８回	０回	０回	０回	２回	10 回

【評価】

ア　「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

令和３年度から継続中の事件はなく、令和４年度中も新たな裁決申請はなかったが、裁決申請が見込まれる事件の情報を収集し、事件の概要を早期に把握の上、委員会へ情報提供を行った。

また、委員に公共事業への理解を深めてもらうため、現地視察を行った。

このほか、職員の専門性向上のため、当県を含む他都道府県とで構成される収用事務主管者連絡協議会で事例研究を行った。

上記のとおり、事件に係る手続を迅速かつ適正に行うための態勢が確保された。

【課題】

ア　「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

土地収用法では「収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努

めなければならない。」と定められており、公正中立かつ正確であることのみならず、迅速な処理が求められている。このため、事務局職員が土地収用法をはじめとする法律や不動産鑑定等の専門的な知識を確実に習得しておく必要がある。

【改善】

ア　「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

裁決申請があった事件に係る手続が迅速かつ適正に行われるよう、今後とも委員会の運営を効率的に行うための事務処理に努める。

令和４年度主要施策成果説明書

教　育　委　員　会

主要施策の総括

１　主要施策の目的

静岡県教育委員会では、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じて、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めることとしている。令和４年度は、誰一人取り残さない教育の実現に向け、人それぞれに異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、他者と協調して新たな価値を創造できる力を育成するため、以下の３つの柱を掲げ施策を展開した。

１　「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
２　未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
３　社会総がかりで取り組む教育の実現

２　主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1)　「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

ア　「知性」・「感性」を磨く学びの充実

「個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化」に向け、小・中学校における静岡式35人学級編制など、個に応じた指導の充実を図るとともに、「探究シンポジウム」を初開催する等、高等学校の探究的な学びを推進した。

予測困難な時代を生き抜き、より良い社会を創造する力の育成に向け、探究的な学びの質の向上を図る情報共有の仕組みの構築や教員研修の実施等、引き続き、学びの充実を図っていく。

「ＩＣＴ等の活用による新たな学びの展開」の実現のため、ＩＣＴの活用や情報モラルに関する教職員研修の実施、「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」の設置等により学校のＩＣＴ活用を支援した。

今後は、個別最適な学びの実現による教育の質の向上に向け、児童生徒の教育データを蓄積・可視化するデジタルプラットフォームの実証研究についても進めていく。

「乳幼児の教育・保育の充実」のため、インクルーシブ教育保育研究

のモデル実証や、多職種からなる幼児教育サポートチームによる訪問支援を開始した。

引き続き、特別な配慮を必要とする幼児等への対応の充実を図っていく。

イ　「技芸を磨く実学」の奨励

「社会的・職業的自立に向けた教育の推進」のため、職場体験、インターンシップなど、児童生徒の勤労観・職業観の育成に向けた教育が多くの学校で行われた。

義務教育段階からの成長過程に応じた、組織的、計画的なキャリア教育を推進するため、各学校に「キャリア・パスポート」の積極的な取組を促していく。

「スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進」のため、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両立の実現に向け、令和５年２月に「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を作成し、市町教育委員会等に周知した。

今後は、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、学識経験者やスポーツ団体及び文化芸術団体関係者、各市町担当者等による協議会の開催や、県立高校中等部における実践研究に取り組む。

ウ　学びを支える魅力ある学校づくりの推進

「高等学校等の魅力化・特色化」に向け、県立高等学校の魅力向上を図る「オンリーワン・ハイスクール」事業を実施するとともに、県立高校の在り方について検討し、「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」を策定した。

今後は、基本方針をさらに具体化した基本計画を策定するとともに、引き続き、地域協議会で地区ごとの議論を進めていく。

「教職員の資質向上及び学校マネジメント機能の強化」や「教職員の働き方改革の推進」に向け、キャリアステージに応じた研修等による新たな資質の育成や、教職員のコンプライアンスの徹底を図った。

今後は、学校運営の在り方の見直しや、働きやすい職場環境づくりによる「校務のＤＸ」の推進にも取り組んでいく。

「学校施設等の安全・安心の確保」のため、静岡東高等学校及び浜松南高等学校の老朽校舎の建替えに着手した。

引き続き、「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づく老朽化した県立学校の建替えや、高等学校のトイレの洋式化改修等の施設整備により、安全かつ安心に学べる学校づくりを進めていく。

(2) 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

ア　多様性を尊重する教育の実現

「多様な課題に応じたきめ細かな支援」の実現に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実や資質向上に取り組むとともに、生徒が気軽に悩みを相談できる「気づきカフェ」を静岡中央高等学校で実施した。

令和５年度は「気づきカフェ」を３校に拡充して実施する。また、今後は、フリースクール等との連携、ヤングケアラー等困難を抱える児童生徒への相談・支援体制の充実を図っていく。

「特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実」に向け、特別支援学校のセンター的機能を活用した学校間や地域の支援機関とのネットワークの構築や、人工呼吸器を装着している児童生徒の就学支援のための、学校体制による人工呼吸器管理のモデル事業に取り組んだ。

今後は、モデル事業拡充に向けての条件整理や体制整備について検討を進めていく。

「外国人県民・外国人児童生徒への教育の充実」に向け、非常勤講師や外部人材の活用により人的支援を充実させ、外国人児童生徒へのきめ細かな日本語指導及びキャリア形成支援を進めていく。

イ　グローバル・グローカル人材の育成

「国際的な学びと地域学の推進」のため、ふじのくにグローバル人材育成基金等を活用し、コロナ禍で中止していた海外留学支援を再開するとともに、海外の大学との連携によるオンライン英会話プログラム等を実施した。

引き続き、生徒の異文化体験の促進に向け支援を実施するとともに、令和６年度開校予定の県立ふじのくに国際高等学校への国際バカロレア教育の令和８年度の導入に向けて準備を進めていく。

「優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実」に向け、ＳＤＧｓ達成に向けた児童生徒による地域課題解決の取組を推進するため、新たに、優れた取組を表彰する「静岡県ＳＤＧｓスクールアワード」を実施した。

本事業への参加や、参加した学校と企業との連携を促進し、引き続き、各学校のＳＤＧｓに関する取組を推進するとともに、持続可能な社会の担い手の育成に取り組んでいく。

ウ　生涯を通じた学びの機会の充実

「全世代に対する学びの機会の充実」に向け、新しい時代に対応した図書館を整備するため、東静岡駅南口県有地への県立中央図書館の全館移転に向け、設計業務等を進めていく。

「誰もがともに学ぶことのできる機会の充実」に向け、義務教育段階における学び直しの機会を保障するため、県立ふじのくに中学校（夜間中学）を開校し、様々な理由により９年間の普通教育を十分に受けられなかった人や十分に受けられないまま卒業をした人に対し、義務教育を受ける機会を提供していく。

(3) 社会総がかりで取り組む教育の実現

ア　社会とともにある開かれた教育行政の推進

「社会全体の意見を反映した教育行政の推進」のため、有識者や市町の意見を聴取するとともに、現場視察やＩＣＴ機器も活用しながら、教育現場の課題把握に努め、施策や予算への反映を図った。

引き続き、関係者・関係機関と連携し、社会の急激な変化を踏まえた多様な学びの場の構築に努めるとともに、「Ｅジャーナルしずおか」の電子媒体への本格移行やＳＮＳ等を活用した情報発信を進めていく。

イ　地域ぐるみの教育の推進

「学校・家庭・地域の連携推進」や「家庭や地域における教育力の向上」のため、引き続き、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進を図ることで、地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを推進するとともに、家庭教育支援員の養成による親としての学びの支援や、青少年健全育成に向けた環境整備を推進していく。

令和４年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

１　主要施策の目的

令和３年中の県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降連続して減少し、静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」基本計画に掲げる目標を４年連続して達成することができた。

しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺被害が増加したほか、ストーカーやＤＶ、児童虐待といった人身安全関連事案は高い水準で発生しており、県内の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

交通事故の発生状況は、件数、死者数、負傷者数のいずれも前年より減少し、特に死者数は、統計を取り始めた昭和28年以降、最少を記録した。

しかし、依然として死者の半数以上を高齢者が占めるなど、交通事故防止に向けた一層の取組が必要である。

このため、令和４年も引き続き、「県民の期待と信頼に応える警察～正・強・仁～」を運営指針として、安全で安心な静岡県を目指し、

○　人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の強化・推進

○　地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進

○　高齢者と子供の交通事故防止対策の推進

○　凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

○　テロ、大規模災害などの緊急事態対策の推進

○　警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

の６つを重点目標として掲げ、各種施策を推進した。

２　主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の強化・推進

刑法犯認知件数が減少する一方、ストーカーやＤＶ、児童虐待などの人身安全関連事案は後を絶たない状況にある。

人身安全関連事案は、事態が急展開し、重大凶悪事件に発展するおそれがあることから、初期段階からその危険性・切迫性を的確に見極め、被害者の安全確保を最優先とした対策を講じ、各種法令を積極的に適用して被疑者を検挙し、被害防止を徹底した。

特に、児童虐待事案については、児童の安全確認を確実に行うとともに、被害の潜在化や再被害を防止するため、児童相談所との連携や情報共有を強

化した。

特殊詐欺被害防止対策については、「さくらセーフティ作戦」と銘打ち、被害者の大半を占める高齢女性に的を絞った効果的な広報や個別防犯指導を実施するとともに、「サギ電話等多発警報・注意報」の発令により、高齢者の警戒心・防衛心が醸成されるよう先制的な抑止対策に取り組んだほか、被害防止に有効な電話機対策など、引き続き「しずおか関所作戦」を実施した。

また、特殊詐欺の犯人に現金が渡らないための対策として、「特殊詐欺被害防止優良店」及び「特殊詐欺被害防止マイスター」制度を創設し、被害防止の最後の砦となる金融機関等の窓口従業員の防犯意識の向上を図り、被害の未然防止につなげるなど、社会全体で被害防止対策を推進した。

(2) 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進

地域住民の身近な不安を解消するため、各家庭や事業所を訪問する巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会等の開催を通じて住民の意見・要望を把握し、必要な防犯指導を行うとともに、最新の犯罪手口や交通事故の発生状況等について、交番・駐在所が発行する交番速報等によりタイムリーに発信し、県民の防犯意識向上に努めた。

また、管内の犯罪や交通事故などの発生実態の分析に基づいた街頭活動を推進し、事件事故の抑止や犯罪の早期検挙に努めるとともに、110番通報に対しては、パトカーなどの機動力を最大限に活用した迅速な初動対応を図った。

(3) 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進

高齢者と子供の交通事故防止に重点を置き、交通事故発生実態の分析を踏まえたＰＤＣＡサイクルに基づく総合的な交通事故防止対策を推進した。

特に交通弱者と呼ばれる歩行者及び自転車等の保護に資する活動として、運転者に対して横断歩道における歩行者優先義務等の遵守の徹底を図るとともに、歩行者には自らを守る行動として道路を横断する際、手を上げて横断する意思を運転者に伝える「しずおか・安全横断３つの柱」の実践・定着を図った。また、自転車事故の発生実態を踏まえた広報戦略として「しずおか・自転車事故防止３つの柱＋１」を掲げ、自転車事故の抑止対策を推進した。

この結果、令和４年中の交通事故の発生件数については、人身事故件数、死者数及び負傷者数いずれも前年と比べて減少した。特に、死者数については83人となり、統計を取り始めた昭和28年以降最少を記録した。

(4) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

社会的反響の大きい凶悪犯罪や特殊詐欺、暴力団などの組織犯罪に対する県民の不安は大きく、徹底検挙が強く望まれている。

このため、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす殺人・強盗などの重要犯

罪の発生時には、最大限の捜査力を投入して迅速・的確な初動捜査を行い、被疑者の早期検挙に努めた。

また、特殊詐欺については、不審者に対する職務質問や「だまされたふり作戦」を積極的に推進し、被疑者の現場検挙を図った。さらに、検挙被疑者への突き上げ捜査により中枢被疑者を検挙することで犯行グループを壊滅させるための活動を推進した。

このほか、暴力団や準暴力団等の組織犯罪対策については、犯罪組織の実態解明に向けた情報収集、各種法令を適用した検挙活動や行政命令の発出による取締りを行うことにより、暴力団等の壊滅・弱体化に向けた取組を強力に推進した。

(5) テロ、大規模災害などの緊急事態対策の推進

身近に潜むテロの脅威を踏まえ、テロに関する的確な情報収集・分析を行い、重要施設等における警戒警備の強化やサイバーテロ等の新たな脅威への対策を推進するとともに、全警察署においてテロ対策合同訓練を実施するなど、各種テロ対策を推進した。

また、大規模災害に的確に対応するため、南海トラフ地震及び富士山噴火等の被害想定や激甚化・頻発化する近年の風水害の特徴に応じた警備計画の見直しを継続するとともに、県、市町、その他防災関係機関と連携した実践的な合同訓練を実施するなど、災害対処能力の向上を図った。

台風15号による被害においては、災害情報の収集、被災者の捜索及び救出救助活動に当たった。また、令和３年に発生した熱海市伊豆山における土石流災害については、令和４年度も引き続き綿密な捜索活動を実施した結果、最後の行方不明者を発見し、１年７か月にわたる捜索を終了した。

(6) 警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

喫緊の課題に的確に対応するため、大規模災害に備えた体制を強化したほか、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化等、刻々と変化する治安情勢や新たな生活様式に適応し、警察力を最大限に発揮するため、デジタル技術を活用した警察運営を推進するための組織体制の整備等を行った。また、限られた人員・予算を最大限に活用するため、業務の合理化・効率化やＤＸ化に取り組むとともに、真に警察職員としてふさわしい優秀な人材の確保や精強な第一線警察の構築を目指した取組を進めた。

このほか、庁舎の老朽化が著しい大仁警察署及び交通管制センターの移転整備や交番・駐在所の建替えなど、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。